

鹿児島県地域福祉支援計画



令和6年3月

鹿児島県

ごあいさつ

少子高齢化の進行や、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域での支え合い機能が低下する中、新型コロナウイルス感染症の流行により、日常生活や環境が大きく変化し、社会的な孤独・孤立がより一層深刻さを増しています。



また、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野など従来の属性別の支援体制では、対応が困難な事例が出てきています。

国においては、令和2年に社会福祉法が一部改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制整備事業が創設されるなど、属性を問わない包括的な支援体制の構築が必要になってきています。

このような状況を踏まえ、本県では、平成31年に策定した「鹿児島県地域福祉支援計画」について、令和6年度から令和10年度までを計画期間として見直しを行いました。

本計画では、基本理念も見直し、「誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現」に向けて、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととしています。

今後、国や市町村はもとより、関係機関・団体や地域の方々との連携を図りながら、各種施策を着実に推進してまいりますので、県民の皆様の一層の御理解・御協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たり、御尽力いただきました「鹿児島県地域福祉支援計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、御協力をいただいた多くの方々に、心から御礼申し上げます。

令和6年3月

鹿児島県知事 塩田 康一

目次

第1章	計画の策定に当たって	1
Ⅰ	計画策定の趣旨	1
Ⅱ	計画の位置付けと役割	2
Ⅲ	計画期間及び計画の進行管理	4
第2章	地域福祉を取り巻く現状	5
Ⅰ	人口減少と高齢化・少子化の進行	5
Ⅱ	核家族化と高齢単身世帯の増加	7
Ⅲ	支援が必要な人の状況	8
Ⅳ	地域福祉を支える人材等の状況	18
Ⅴ	市町村の取組状況	20
Ⅵ	地域社会が抱える課題	22
第3章	これまでの主な地域福祉の取組と成果等	24
Ⅰ	県計画の進捗状況と評価等	24
Ⅱ	近年の地域福祉関連制度の主な動き	30
第4章	計画の基本的な考え方	31
Ⅰ	基本理念	31
Ⅱ	施策の基本方向	31
第5章	支援施策の展開	33
Ⅰ	地域共生社会の実現に向けた基盤づくり	33
1	高齢者・障害者・子育て等に対する支援	33
2	生活困窮者への支援	37
3	重層的支援体制整備の支援	39
4	権利擁護の推進	40
5	福祉サービスの質の向上	43
6	福祉のまちづくりの推進	45
7	孤独・孤立に対する支援	47
8	その他の支援	50
Ⅱ	地域福祉を支える担い手づくり	55
1	福祉人材等の確保・育成と資質向上	55
2	地域住民等の福祉活動への参加促進	60
Ⅲ	市町村における体制づくりへの支援	63
1	市町村の地域福祉計画策定・改定支援	63
2	包括的な支援体制の構築に対する支援	64
3	県社会福祉協議会等との連携	69
	《地域住民等による地域づくりの好事例》	70
【資料編】		
1	鹿児島県地域福祉支援計画における成果指標一覧	96
2	用語説明	98
3	鹿児島県地域福祉支援計画策定委員会委員名簿	105

第1章 計画の策定に当たって

I 計画策定の趣旨

- 近年、少子高齢化の更なる進行や家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、また、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。
- また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題、さらに様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっていきます。
- こうした中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会^(※)」の実現に向けた改革を進めることとし、平成29年及び令和2年に社会福祉法の改正を行ったところです。
- 県においては、このような状況を踏まえ、平成31年3月に、平成31年（2019年）度から令和5年（2023年）度までを計画期間とする鹿児島県地域福祉支援計画を策定し、地域共生社会の実現に向け、取組みを推進してきました。
- 計画期間の満了を迎えるに当たり、近年の地域福祉を取り巻く状況や国の動向等を踏まえ、地域福祉の推進及び地域共生社会^(※)の実現を目指すために、今回、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする鹿児島県地域福祉支援計画を策定することとしました。

Ⅱ 計画の位置付けと役割

1 社会福祉法の規定に基づく計画

社会福祉法第108条の規定に基づき、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。

■ 社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

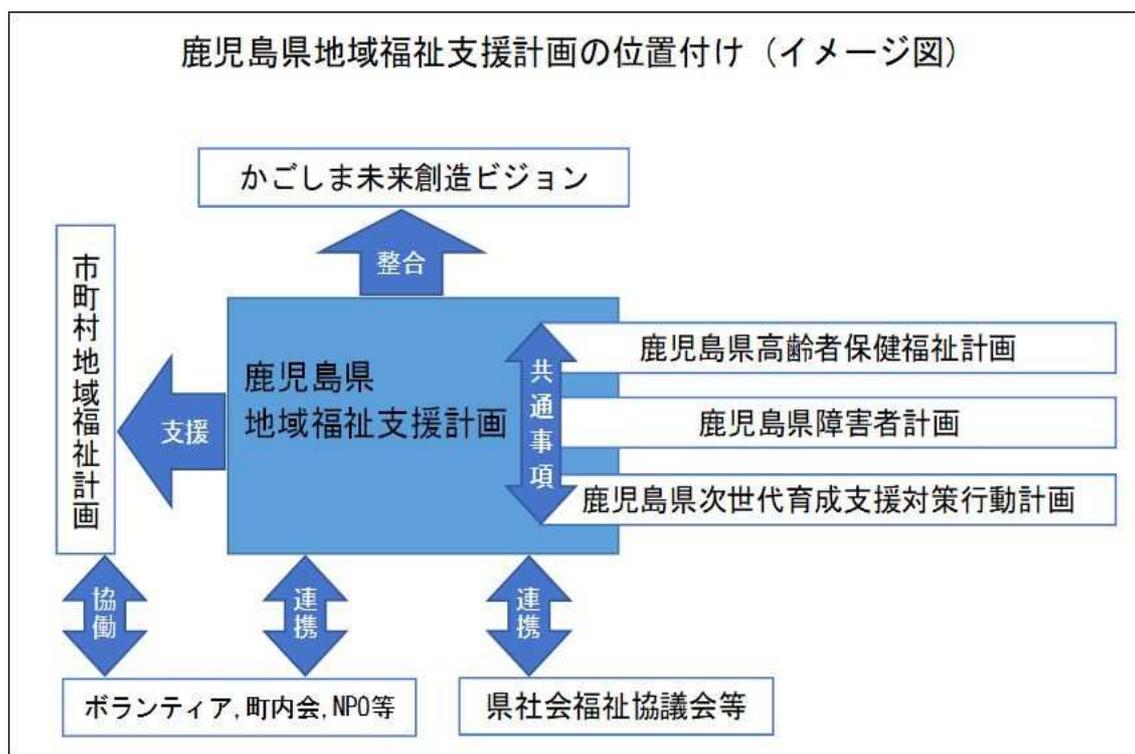
2 県政ビジョンとの整合

「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて取り組むための施策の方向性等を取りまとめたものです。

3 福祉に関する各種計画の上位計画

この計画は、「高齢者保健福祉計画」、「障害者計画」、「次世代育成支援対策行動計画」などの個別計画の上位計画として、共通して取り組むべき事項や個別計画では対応していない事項等について、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものです。

なお、この計画は、地域福祉推進の方向性等を示すこととしており、各分野ごとの施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。



Ⅲ 計画期間及び計画の進行管理

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

○ 県では、この計画に基づいて、各市町村の地域福祉の推進状況を確認しながら、関係団体等と連携を図り、着実な地域福祉の推進を図ります。

○ 計画に掲げた支援方針に基づき実施された施策の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、施策の実施状況や国の施策動向など状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画推進の評価・検証】

計画に基づいた地域福祉推進の取組等を評価・検証するため、毎年度以下の作業を行い、県社会福祉審議会に報告・検証していただき、今後の地域福祉の推進に向けた施策等への反映や計画の見直しにつなげていきます。

- (1) 計画に記載の「成果指標」の実績値の点検
- (2) 各項目ごとの当面の取組である「県の主な取組・支援等」の取組状況の確認
 - ・ 事業の実施状況
 - ・ 事業の成果
- (3) 社会福祉制度等に関する動向の把握

【計画期間等】

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
鹿児島県 地域福祉支援 計画	▶	▶ 計画期間 (R6～R10) ▶				
	改定	必要に応じて見直し				改定

第2章 地域福祉を取り巻く現状

I 人口減少と高齢化・少子化の進行

○ 本県の人口の推移

昭和30年に204万人を超えた本県人口は、高度成長期を通じて減少を続け、昭和47年には、170万人まで落ち込みました。その後増加に転じ、昭和60年には182万人まで回復しましたが、翌年には再びマイナスに転じ、その後は減少傾向が続いています。

人口減少の要因は、少子高齢化の進展による自然減の進行、若年層の就職・進学による県外への転出がその主なものとなっています。

(単位：人，%)

区分 年	総人口	自然動態			社会動態 ほか	純増減	対前年 伸び率	指数 昭30年=100
		出生	死亡	増減				
昭 30	2,044,112	49,861	16,892	32,969	△ 11,487	21,482	1.10	100.0
35	1,963,104	36,607	15,984	20,623	△ 44,682	△ 24,059	△ 1.20	96.0
40	1,853,541	28,022	15,727	12,295	△ 34,939	△ 22,644	△ 1.20	90.7
45	1,729,150	24,180	16,060	8,120	△ 41,263	△ 33,143	△ 1.88	84.6
47	1,705,008	24,229	14,819	9,410	△ 14,074	△ 4,664	△ 0.27	83.4
50	1,723,902	24,390	15,153	9,237	460	9,697	0.57	84.3
55	1,784,623	24,852	15,537	9,315	1,918	11,233	0.63	87.3
60	1,819,270	23,393	14,996	8,397	△ 2,282	6,115	0.34	89.0
平 2	1,797,824	19,189	15,834	3,355	△ 11,415	△ 8,060	△ 0.45	88.0
7	1,794,224	17,246	17,238	8	2,775	2,783	0.16	87.8
8	1,793,705	16,591	16,565	26	△ 545	△ 519	△ 0.03	87.7
9	1,793,010	16,710	16,468	242	△ 937	△ 695	△ 0.04	87.7
10	1,790,360	16,402	16,639	△ 237	△ 2,413	△ 2,650	△ 0.15	87.6
11	1,787,421	15,782	17,963	△ 2,181	△ 758	△ 2,939	△ 0.16	87.4
12	1,786,194	16,073	17,087	△ 1,014	△ 213	△ 1,227	△ 0.07	87.4
13	1,781,393	15,930	17,245	△ 1,315	△ 3,486	△ 4,801	△ 0.27	87.1
14	1,775,833	16,045	17,360	△ 1,315	△ 4,245	△ 5,560	△ 0.31	86.9
15	1,769,652	15,550	18,071	△ 2,521	△ 3,660	△ 6,181	△ 0.35	86.6
16	1,762,461	15,136	18,006	△ 2,870	△ 4,321	△ 7,191	△ 0.41	86.2
17	1,753,179	15,049	18,791	△ 3,742	△ 5,540	△ 9,282	△ 0.53	85.8
18	1,743,484	14,971	18,886	△ 3,915	△ 5,780	△ 9,695	△ 0.55	85.3
19	1,732,568	15,089	19,265	△ 4,176	△ 6,740	△ 10,916	△ 0.63	84.8
20	1,721,227	15,400	19,845	△ 4,445	△ 6,896	△ 11,341	△ 0.65	84.2
21	1,712,950	15,099	19,710	△ 4,611	△ 3,666	△ 8,277	△ 0.48	83.8
22	1,706,242	15,218	19,789	△ 4,571	△ 2,137	△ 6,708	△ 0.39	83.5
23	1,696,815	15,285	21,256	△ 5,971	△ 3,456	△ 9,427	△ 0.55	83.0
24	1,685,820	14,954	20,911	△ 5,957	△ 5,038	△ 10,995	△ 0.65	82.5
25	1,674,781	14,837	21,185	△ 6,348	△ 4,691	△ 11,039	△ 0.65	81.9
26	1,661,725	14,219	21,560	△ 7,341	△ 5,715	△ 13,056	△ 0.78	81.3
27	1,648,177	14,312	21,640	△ 7,328	△ 6,220	△ 13,548	△ 0.82	80.6
28	1,637,040	13,847	21,322	△ 7,475	△ 3,662	△ 11,137	△ 0.68	80.1
29	1,624,970	13,336	21,661	△ 8,325	△ 3,745	△ 12,070	△ 0.74	79.5
30	1,613,273	13,091	21,968	△ 8,877	△ 2,820	△ 11,697	△ 0.72	78.9
令 1	1,600,783	12,295	21,639	△ 9,344	△ 3,146	△ 12,490	△ 0.77	78.3
2	1,588,256	11,627	21,217	△ 9,590	△ 2,937	△ 12,527	△ 0.78	77.7
3	1,576,488	11,634	21,874	△ 10,240	△ 1,528	△ 11,768	△ 0.74	77.1
4	1,563,124	10,839	23,385	△ 12,546	△ 818	△ 13,364	△ 0.85	76.5

資料：総人口は、毎年10月1日現在で、昭30、35、40、45、50、55、60、平成2、7、12、17、22、27、令和2年は国勢調査確報結果による。また、中間年のうち、昭和47年及び平成8年以降は県毎月推計人口による。

- (注) 1 「自然動態」は前年10月1日から当該年9月30日までの合計値。ただし、平成7年以前は日本人のみの数値。
2 「社会動態ほか」は、「純増減」から「自然動態」を差し引いたもので、「社会動態」のほか「補正人口」及び平成7年以前は「外国人の自然動態・社会動態」も含まれている。

○ 出生数等の推移

出生数は年々減少傾向にあり、令和3年は11,618人で前年より20人減少しています。

人口千人当たり出生数（出生率）も年々低下し、令和3年は7.4となりましたが、全国に比べると高くなっています。

また、1人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は1.65で、前年より0.04ポイント増加し、全国に比べ高くなっています。

(単位：人)

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出生数	本県	12,956	11,977	11,638	11,618
出生率	本県	8.10	7.50	7.40	7.40
	全国	7.40	7.00	6.80	6.60
合計特殊出生率	本県	1.70	1.63	1.61	1.65
	全国	1.42	1.36	1.33	1.30

[人口動態統計]

※ 当表の出生数は1月1日から12月31日までの合計値であり、5ページの出生（前年10月1日から当該年9月30日までの合計値）とは数値が異なっている。

○ 本県の年齢区分別人口の推移

65歳以上の人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、令和2年で32.5パーセントとなっており、令和27年には40.2パーセントとなることが見込まれています。

また、総人口は令和27年には令和2年より348千人減少し、約124万人と推計されています。年齢別に見ると、65歳未満人口は330千人減少し、742千人となり、65歳以上人口も19千人減少し、498千人となることが見込まれています。

(単位：人、%)

区分	総人口	(再掲)					
		0~14歳人口 (構成比)	15~64歳人口 (構成比)	65歳以上人口 (構成比)	40歳以上人口 (構成比)	75歳以上人口 (構成比)	85歳以上人口 (構成比)
平成22年 (2010年)	1,706,242	233,379 (13.7)	1,016,150 (59.8)	449,692 (26.5)	1,024,399 (60.3)	252,171 (14.8) [56.1]	74,553 (4.4) [16.6]
平成27年 (2015年)	1,648,177	220,751 (13.5)	929,758 (57.0)	479,734 (29.4)	1,019,364 (61.8)	262,405 (15.9) [54.7]	91,614 (5.6) [19.1]
令和2年 (2020年)	1,588,256	207,602 (13.1)	863,898 (54.4)	516,756 (32.5)	1,023,490 (64.4)	267,404 (16.8) [50.8]	105,317 (6.6) [20.4]
令和7年 (2025年)	1,517,972	186,861 (12.3)	801,910 (52.8)	529,201 (34.9)	1,006,585 (66.3)	292,419 (19.3) [55.3]	108,614 (7.2) [20.5]
令和12年 (2030年)	1,447,792	165,164 (11.4)	757,249 (52.3)	525,379 (36.3)	975,773 (67.4)	319,073 (22.0) [60.7]	108,669 (7.5) [20.7]
令和17年 (2035年)	1,378,168	151,169 (11.0)	713,386 (51.8)	513,613 (37.3)	934,321 (67.8)	329,168 (23.9) [64.1]	128,275 (9.3) [25.0]
令和22年 (2040年)	1,309,427	142,860 (10.9)	658,618 (50.3)	507,949 (38.8)	891,435 (68.1)	323,102 (24.7) [63.6]	145,684 (11.1) [28.7]
令和27年 (2045年)	1,239,904	136,799 (11.0)	605,176 (48.8)	497,929 (40.2)	845,326 (68.2)	308,390 (24.9) [61.9]	147,660 (11.9) [29.7]

(注1) 総人口には「年齢不詳を含む」

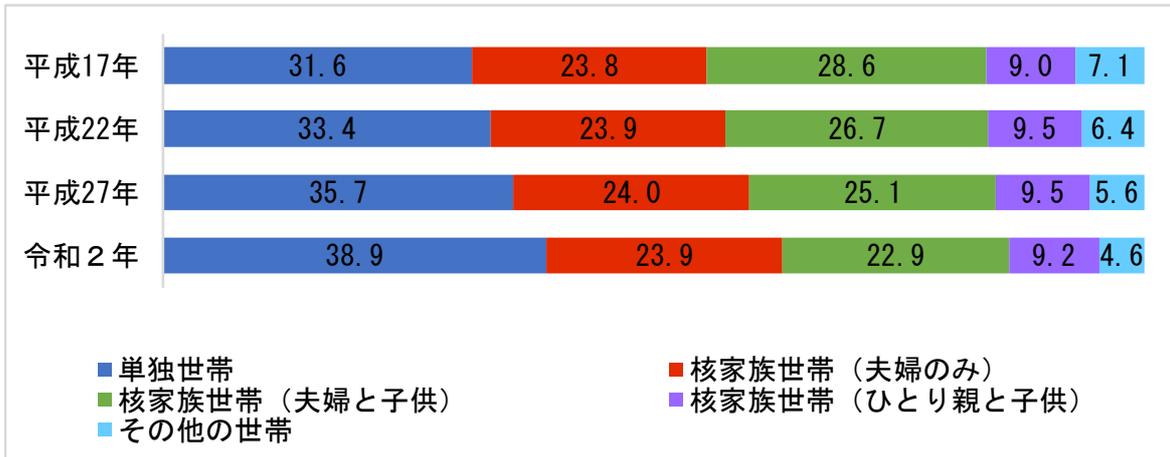
(注2) () 書は総人口に対する割合で、[] 書は65歳以上人口に対する割合

[令和2年までは総務省統計局「国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」]

Ⅱ 核家族化と高齢単身世帯の増加

○ 本県の核家族化の状況

核家族（夫婦と子ども）世帯は減少傾向にあります。令和2年の単身世帯は、一般世帯の38.9パーセントを占め、前回調査に比べ3.2ポイント増加しています。



[資料：国勢調査]

○ 本県の世帯構成の推移

令和2年の65歳以上世帯員のいる一般世帯は324,685世帯で、一般世帯の44.7パーセントを占め、平成27年と比べると13,552世帯（4.4パーセント）増加しています。このうち単身世帯は、119,020世帯で36.7パーセントを占め、平成27年と比べると8,279世帯（7.5パーセント）増加しています。

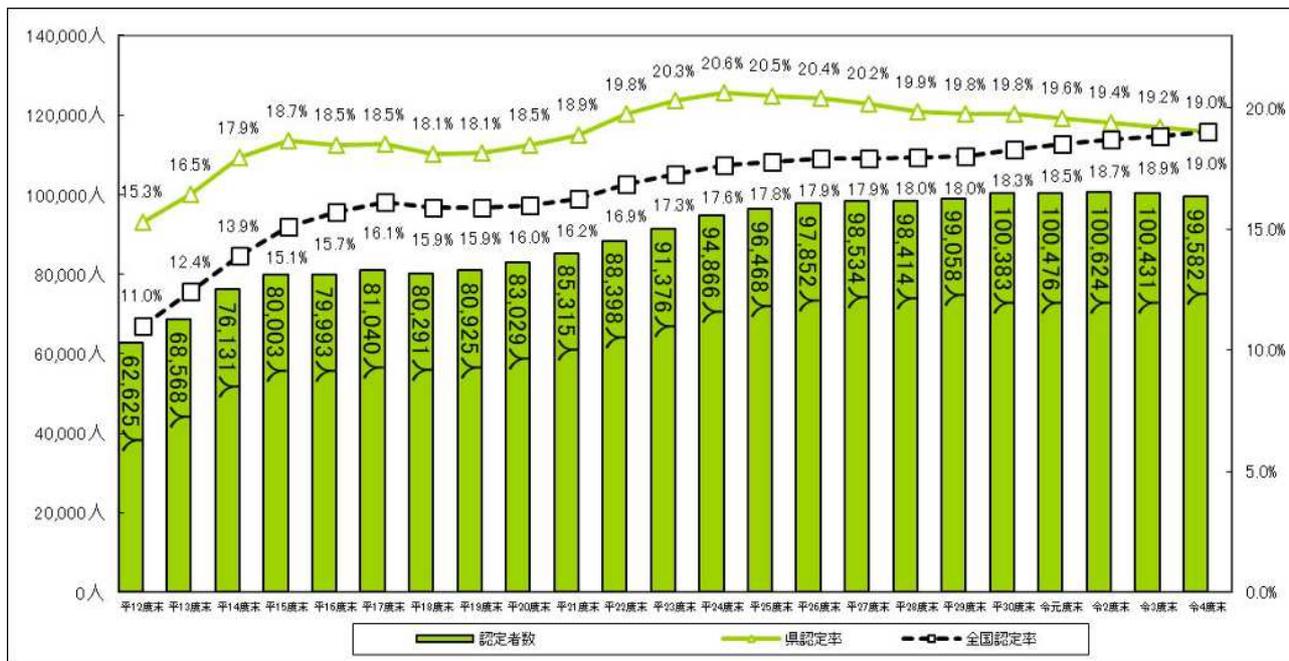
区分	平成17年		平成22年		平成27年(a)		令和2年(b)		(b)-(a)	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	増減率(%)
65歳以上世帯員のいない世帯	436,649	60.4	432,839	59.5	411,239	56.9	401,170	55.3	△ 10,069	△ 2.4
65歳以上世帯員のいる一般世帯	286,288	39.6	294,434	40.5	311,133	43.1	324,685	44.7	13,552	4.4
単身世帯	96,567	33.7	102,443	34.8	110,741	35.6	119,020	36.7	8,279	7.5
核家族世帯	152,592	53.3	159,049	54.0	171,595	55.2	181,316	55.8	9,721	5.7
夫婦のみの世帯	99,776	34.9	100,024	34.0	106,800	34.3	113,910	35.1	7,110	6.7
夫婦と子供から成る世帯	25,959	9.1	28,721	9.8	32,538	10.5	34,033	10.5	1,495	4.6
ひとり親と子供から成る世帯	26,857	9.4	30,304	10.3	32,257	10.4	33,373	10.3	1,116	3.5
その他の世帯	37,129	13.0	32,942	11.2	28,797	9.3	24,349	7.5	△ 4,448	△ 15.4
一般世帯	722,937	100.0	727,273	100.0	722,372	100.0	725,855	100.0	3,483	0.5

[資料：国勢調査]

Ⅲ 支援が必要な人の状況

○ 本県の要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護認定者は年々増加し、令和5年度3月末現在の第1号被保険者（65歳以上の方）における認定者数は、99,582人であり、介護保険制度が始まった平成12年度末と比べると約1.6倍になっています。



[高齢者生き生き推進課調べ]

○ 介護給付費（年額）

第1号被保険者1人当たりの介護サービス給付額については、居宅サービスが全国平均より低くなっていますが、地域密着型サービスと施設サービスが全国平均を大きく上回っており、総額としても全国平均より高くなっています。

年度	第1号被保険者数(人)	1人当たり給付額総額(千円)	居宅サービス		地域密着型サービス費		施設サービス費	
			給付費(千円)	1人当たり給付費(円)	給付費(千円)	1人当たり給付費(円)	給付費(千円)	1人当たり給付費(円)
平成12年度	409,122	189	27,189,953	66,459			50,292,502	122,928
平成18年度	443,052	231	42,951,800	96,945	10,847,701	24,484	48,637,862	109,779
平成24年度	459,823	284	57,747,788	125,587	21,155,970	46,009	51,472,077	111,939
平成28年度	495,400	284	57,592,717	116,255	32,969,239	66,551	50,298,752	101,532
令和3年度	522,158	292	60,106,958	115,113	38,820,542	74,346	55,677,294	106,629
(参考)全国令和3年度	35,886,884	270	4,960,396,752	138,223	1,692,485,587	47,162	3,193,823,415	88,997

(注1) 第1号被保険者数は各年度末時点

資料：介護保険事業状況報告

(注2) 給付費は各年3月～翌年2月サービス分(平成12年度は4月からの11ヶ月分)

○ 年齢別の身体障害者手帳交付状況

令和3年度末の身体障害者手帳所持者数は、91,083人で、平成28年度末における96,239人と比較して減少しています。また、令和3年度末において人口に占める割合は、5.8パーセントとなっています。

	平成23年度末		平成28年度末		令和3年度末		
	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	H28比 (%)
18歳未満	1,487	0.5	1,437	0.5	1,278	0.5	88.9
18歳～64歳	28,297	2.9	22,571	2.6	19,826	2.6	87.8
65歳以上	76,491	17.0	72,231	14.8	69,979	13.7	96.9
合計	106,275	6.3	96,239	5.9	91,083	5.8	94.6

(注) 人口は、各年度10月1日時点の「県年齢別人口及び人口動態」より

○ 年齢別の療育手帳交付状況

令和3年度末の療育手帳所持者数は、21,873人で、平成28年度末の18,829人より16.2パーセント増加しています。また、令和3年度末において人口に占める割合は、1.4パーセントとなっています。

	平成23年度末		平成28年度末		令和3年度末		
	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	H28比 (%)
18歳未満	3,031	1.1	3,489	1.3	4,108	2.0	117.7
18歳～64歳	11,209	1.2	12,478	1.4	13,783	1.7	110.5
65歳以上	1,984	0.4	2,862	0.6	3,982	0.8	139.1
合計	16,224	1.0	18,829	1.2	21,873	1.4	116.2

[障害福祉課調べ]

○ 年齢別の精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和3年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、15,426人となっています。また、令和3年度末において人口に占める割合は、0.98パーセントとなっています。

	平成24年度末		平成28年度末		令和3年度末		
	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	H28比 (%)
18歳未満	48	0.00	108	0.01	293	0.02	271.3
18歳～64歳	7,648	0.45	9,239	0.56	11,513	0.73	124.6
65歳以上	1,593	0.09	2,483	0.15	3,620	0.23	145.8
合計	9,289	0.55	11,830	0.72	15,426	0.98	130.4

[障害福祉課調べ]

○ 発達障害

発達障害のある人の実数を把握することは困難ですが、本県が平成21年度に実施した実態調査結果によると、保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する未就学児のうち、発達障害が疑われる未就学児の割合は、4.9%、また、令和4年に実施された文部科学省の全国調査では、公立の小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%と推計されています。

* 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(令和4年)

学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すものであることに留意。

○ 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用者は、サービス別では、就労継続支援（B型）の利用者が増加し、就労移行支援の利用者が減少しています。

(単位：人)

種類		利用人数				
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
居住系	施設入所支援	41,238	40,936	40,344	39,480	38,900
	共同生活援助（介護サービス包括型）	17,692	19,595	21,369	23,236	25,589
	共同生活援助（外部サービス利用型）	9,229	9,182	9,688	10,214	10,180
	共同生活援助（日中サービス支援型）	100	315	521	1,132	1,877
	自立生活援助	11	73	272	384	343
日中活動系	療養介護	5,498	5,476	5,490	5,594	5,614
	生活介護	65,069	65,963	66,329	66,567	66,411
	短期入所	9,287	7,237	7,414	8,054	7,713
	自立訓練（機能訓練）	486	379	363	407	403
	自立訓練（生活訓練）	3,541	3,409	3,083	234	2,601
	宿泊型自立訓練	1,121	1,145	1,120	4,068	919
	就労移行支援	5,047	4,302	4,296	4,068	3,529
	就労移行支援（養成施設）	34	22	22	12	6
	就労継続支援（A型）	16,216	16,371	16,443	17,321	17,995
	就労継続支援（B型）	71,026	76,291	80,865	86,206	90,295
	就労定着支援	123	625	1,027	1,123	1,145
訪問系	居宅介護	24,445	24,386	25,008	25,241	25,546
	重度訪問介護	1,649	1,878	2,070	2,452	2,626
	行動援護	1,042	1,005	896	830	736
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
	同行援護	4,266	4,637	4,631	4,749	4,887

[障害福祉課調べ]

○ 母子・父子世帯の世帯数の推移

令和2年の母子世帯数は、12,749世帯で一般世帯の1.8パーセント、令和2年の父子世帯数は、1,473世帯で一般世帯の0.2パーセントとなっています。

年次	母子世帯			父子世帯			(参考) 一般世帯	
	世帯数 (世帯)	一般世帯に占める割合	世帯人員 (人)	世帯数 (世帯)	一般世帯に占める割合	世帯人員 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)
平成12年	11,720	1.6	31,703	1,949	0.3	5,112	714,413	1,734,506
平成17年	13,301	1.8	36,071	1,950	0.3	5,145	722,937	1,697,019
平成22年	13,942	1.9	37,336	1,689	0.2	4,393	727,273	1,648,916
平成27年	13,746	1.9	36,780	1,641	0.2	4,230	722,372	1,587,166
令和2年	12,749	1.8	34,097	1,473	0.2	3,771	725,855	1,528,471

※ 一般世帯の世帯人員に施設等の世帯の人員は含まれない。

[国勢調査]

○ かごしま子ども調査の結果から（平成29年1月実施）

ひとり親世帯、特に母子世帯は所得が低い傾向にあります。また、低所得世帯ほど、子どもの学習意欲に応えられず、医療機関の受診をためらう傾向があります。

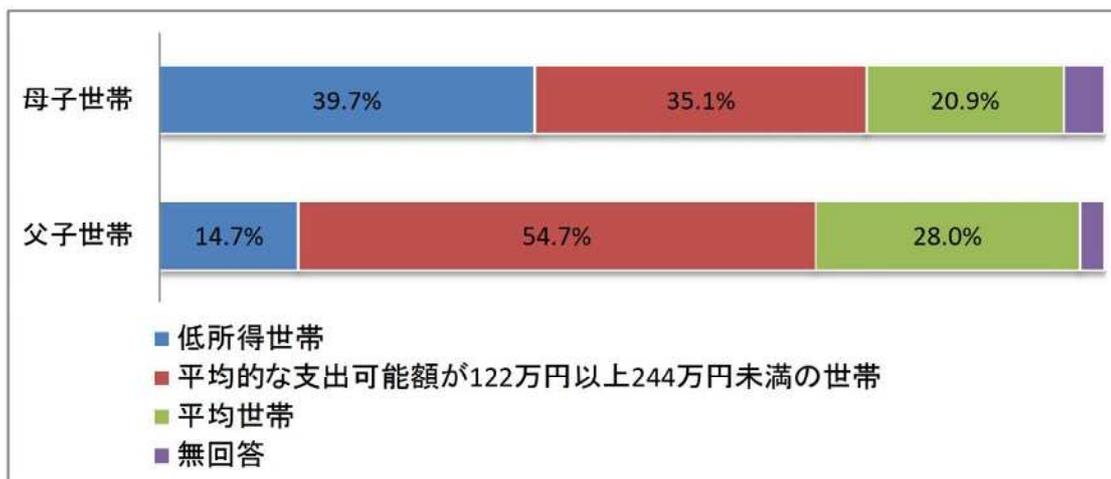
低所得世帯：平均的な支出可能額が122万円未満の世帯

平均世帯：平均的な支出可能額が244万円以上の世帯

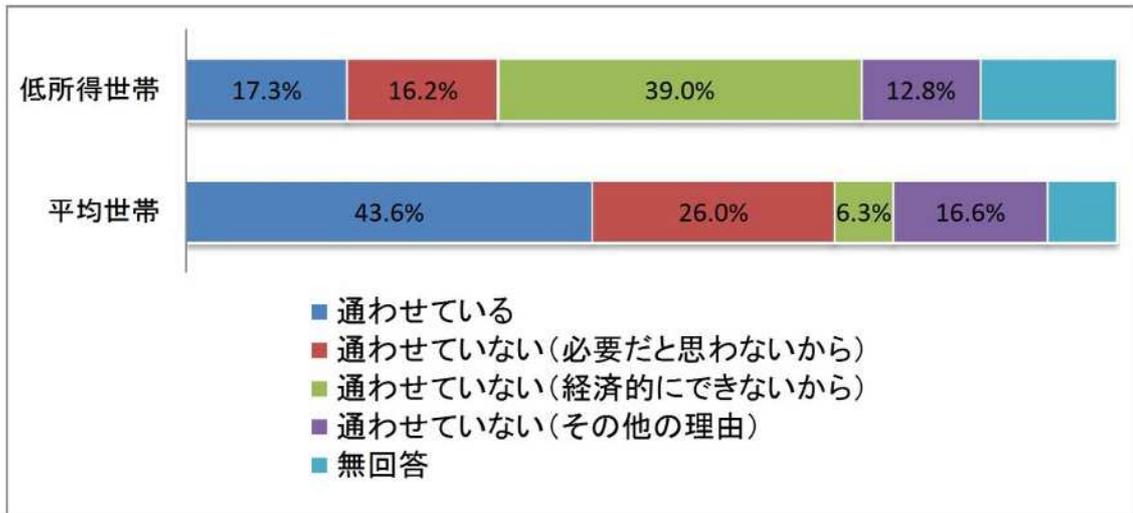
「平均的な支出可能額」＝世帯の所得を世帯人数で割って調整したもの

平成25年国民生活基礎調査における中央値は244万円

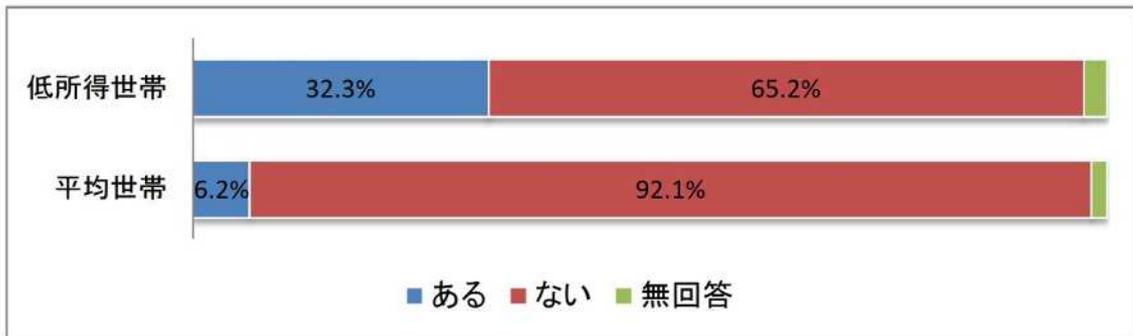
■ 保護者の所得状況はどうなっていますか？



■ お子さんは学習塾などに通っていますか？



■ 経済的な理由で子どもの医療機関の受診をためらったことがありますか？



(※)

○ 生活困窮者自立支援制度における相談支援状況

令和4年度の県内の生活困窮者の自立のためのプラン（本人の目指す姿（目標）や本人が取り組むこと、支援内容などについてまとめたもの。）作成の10万人当たりの月平均件数は、全国平均を下回っています。（令和3年度については、コロナの影響で一時的に相談者数が増加。）

区分		新規相談受付件数	プラン作成件数
令和3年度	県	45.2	6.0
	全国	36.6	9.7
令和4年度	県	19.9	3.9
	全国	23.2	6.6

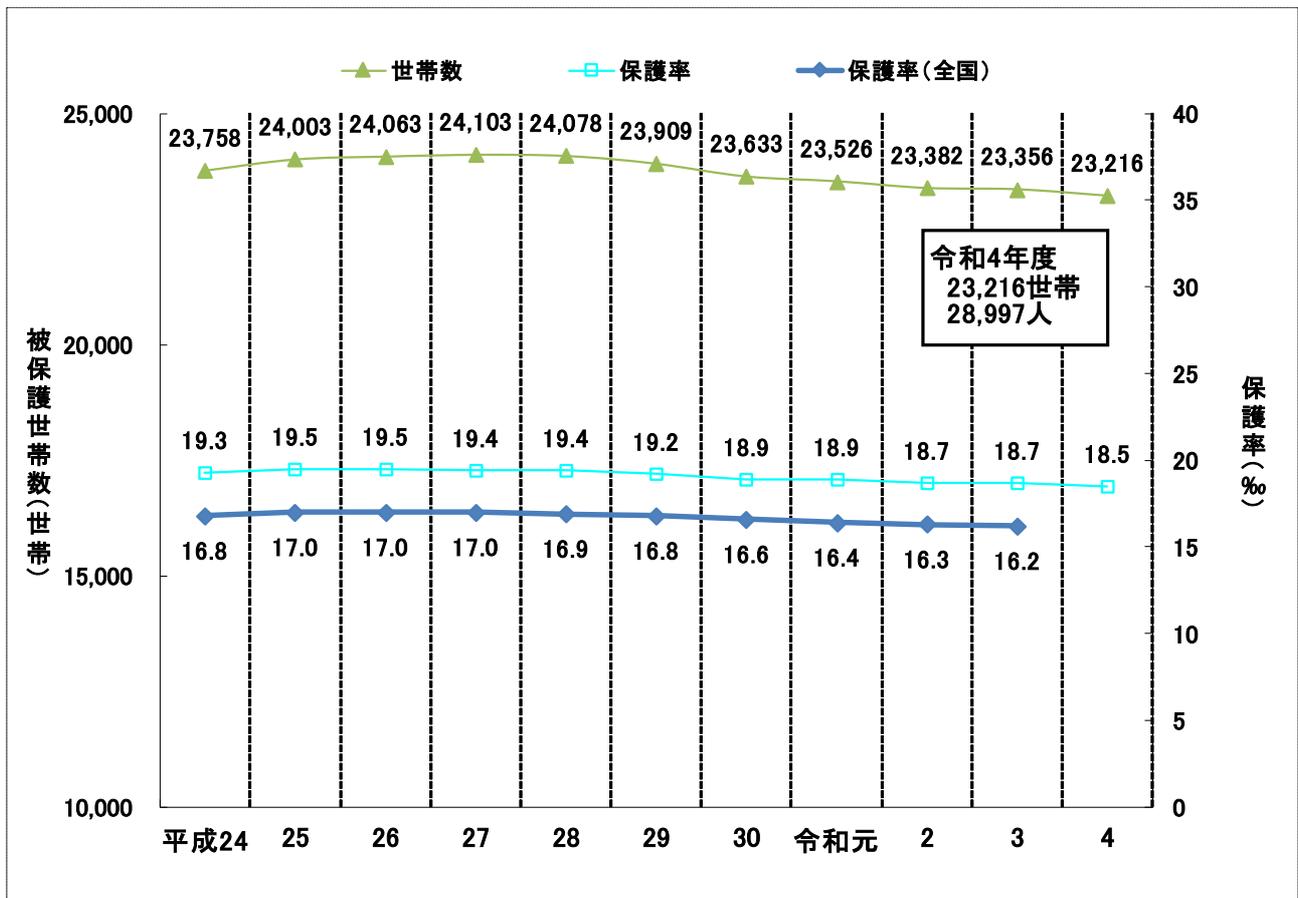
※人口10万人あたり

[社会福祉課調べ]

※全国については速報値

○ 生活保護受給世帯数等の年次推移

令和4年度平均の生活保護受給者は23,216世帯、28,997人となっており、年度平均保護率は、平成25年度以降横ばいから減少傾向で推移しています。



[社会福祉課調べ]

○ 高齢者虐待の状況

令和4年度の家庭内虐待に関する市町村高齢者虐待対応窓口への相談・通報件数は471件で、市町村が虐待と判断した件数は124件です。施設内での虐待の相談・通報件数は25件で、市町村が虐待と判断した件数は7件です。

(単位:件)

調査対象 年度	家庭内虐待		施設内虐待	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
平成30年度	233	109	23	9
令和元年度	291	111	31	8
令和2年度	406	137	18	7
令和3年度	469	111	26	11
令和4年度	471	124	25	7

[高齢者生き生き推進課調べ]

○ 障害者虐待の状況

障害者虐待の通報・届出窓口である県障害者権利擁護センター^(※)や市町村障害者虐待防止センター^(※)に寄せられた令和3年度の障害者虐待通報・届出件数は154件で、認定件数は30件となっています。

(単位:件)

区分	通報・届出件数	認定件数
平成30年度	80	20
令和元年度	108	33
令和2年度	148	36
令和3年度	154	30

[障害福祉課調べ]

○ 児童虐待認定件数（児童相談所及び市町村の合計）の推移

児童虐待の通告受理機関である児童相談所や市町村の令和4年度の通告件数は4,037件で、認定件数は2,823件となっています。児童虐待は、核家族化や地域の連帯意識の低下等といった社会環境の変化に加え、虐待に対する認識の浸透等により、通告、認定ともに件数は増加しています。

(単位:件)

区分	児童虐待通告件数	児童虐待認定件数
平成30年度	2,158	1,519
令和元年度	3,184	2,194
令和2年度	3,482	2,355
令和3年度	3,792	2,423
令和4年度	4,037	2,823

[子ども家庭課調べ]

○ 福祉サービスにおける苦情・相談の受付状況

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を図る福祉サービス運営適正化委員会^(※)（県社会福祉協議会）に寄せられた苦情は、令和4年度は84件、相談・問合せ受付件数は21件で、合計105件の苦情・相談を受け付けています。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情受付件数	73	86	98	99	84
相談・問合せ受付件数	15	16	40	58	21
合計	88	102	138	157	105

[社会福祉課調べ]

○ 権利擁護サービス^(※)(福祉サービス利用支援事業)の利用状況の推移

判断能力が不十分な高齢者や障害者等に日常的な金銭管理のサービスを提供する福祉サービスの実利用者数は、令和4年度末累計で1,284件となっています。相談・問い合わせ件数は、令和元年度以降25,000件を越えており、ニーズが高まっています。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者件数（累計）	1,183	1,278	1,326	1,279	1,284
相談・問い合わせ件数	21,354	26,742	25,659	27,467	30,251

[社会福祉課調べ]

○ 成年後見制度^(※)の申立件数の推移

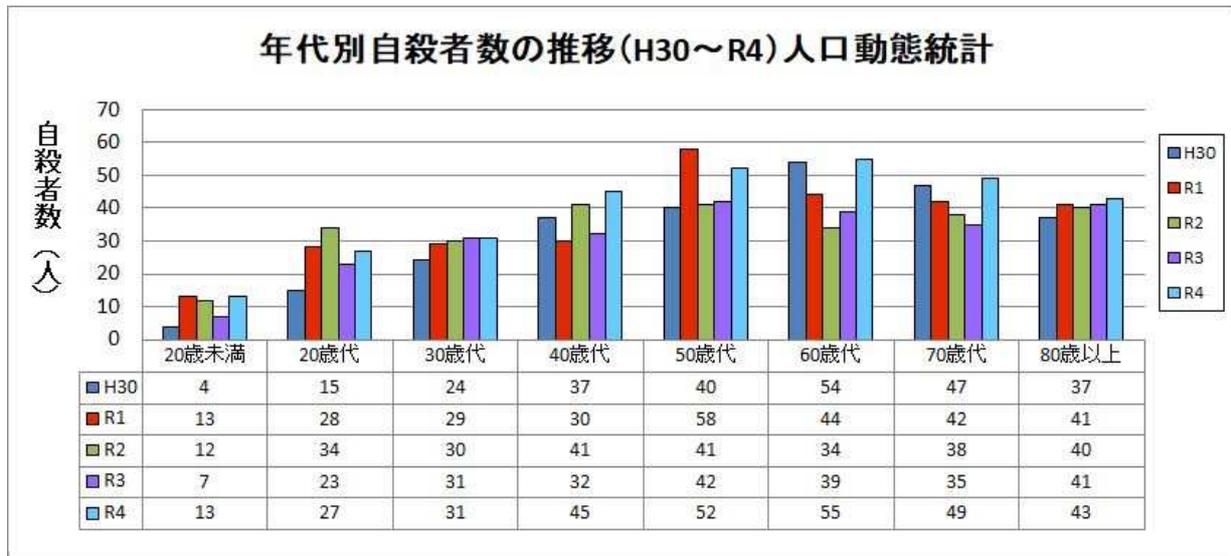
認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を家庭裁判所に選任された後見人等が支援する成年後見制度の申立件数は、横ばいであったが令和3年に総数及び市町村申立が前年より大幅に増えました。令和4年も同程度の申請があり、ニーズが高まってきている傾向がみられます。

区分	県総数		全国総数	
		うち 市町村長申立		うち 市区町村長申立
平成30年	399	83	36,186	7,705
令和元年	416	90	35,640	7,837
令和2年	380	85	36,858	8,822
令和3年	471	111	39,361	9,185
令和4年	457	101	39,570	9,229

資料：最高裁判所

○ 自殺者数の推移（年齢階級別）

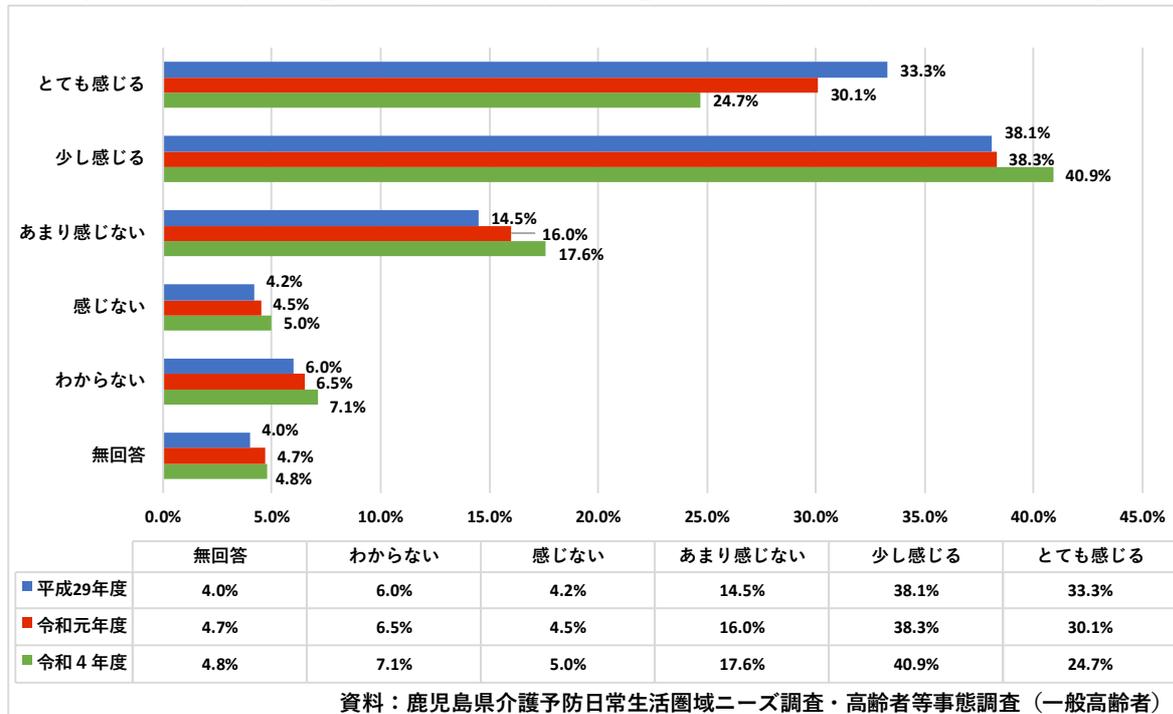
平成30年から令和3年の自殺者数は減少傾向にあったものの、令和4年は全年代において自殺者数が前年よりも増加しています。令和4年の年齢階級別自殺者数によると、自殺者数は60代が最も多く、次いで50代、70代、40代となっています。



[障害福祉課調べ]

○ 地域のつながりについて

地域のつながりがあると感じるかについて、「とても感じる」が減少しています。また、「少し感じる」と「あまり感じない」が増加しています。



○ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施状況

「地域における公益的な取組」として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する取組を実施している社会福祉法人は、令和4年4月1日現在、338法人となっています。

(参考) 県内社会福祉法人：594法人

※ 主な取組内容

- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり
- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の要支援者に対する配食，見守り，移動等の生活支援

IV 地域福祉を支える人材等の状況

○ ボランティア活動、NPO法人の状況

本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っていると同時に、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組むNPO法人数は、人口10万人当たり全国第4位と高い水準にあります。

○子どもを対象とした活動

順位	都道府県	行動者率 (%)
	全国	4.6
1	島根県	6.8
2	鳥取県	6.5
3	滋賀県	6.2
4	鹿児島県	6.1
5	宮崎県	6.0
	山形県	6.0

○高齢者を対象とした活動

順位	都道府県	行動者率 (%)
	全国	2.4
1	島根県	4.2
2	鳥取県	3.6
	佐賀県	3.6
3	鹿児島県	3.5
4	宮崎県	3.3
5	長野県	3.2
	岡山県	3.2
	山口県	3.2

○人口10万人当たりのNPO法人数の全国順位 (2023年7月末現在)

順位	都道府県	NPO法人数
1	東京都	63.68
2	山梨県	60.50
3	鳥取県	54.03
4	鹿児島県	53.77
5	京都府	51.28
	全都道府県平均	39.78

資料：総務省「社会生活基本調査(2021年)」

○ 民生委員・児童委員の状況

令和4年度の改選時における民生委員・児童委員の定員は、本県と鹿児島市とを合わせて4,231人となっており、県の充足率は、全国を若干上回っています。

(単位：人、%)

区分	県		鹿児島市		全国	
	定数	充足率	定数	充足率	定数	充足率
平成31年度	3,155	97.7	1,067	97.7	239,682	95.2
令和4年度	3,163	95.9	1,068	96.3	240,547	93.7

[社会福祉課調べ]

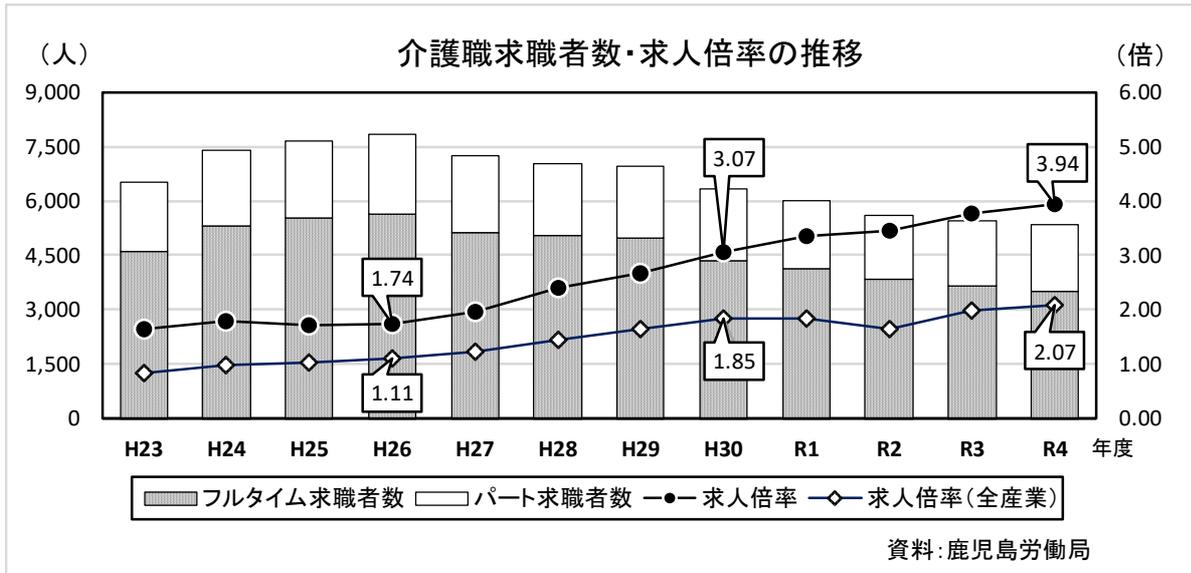
○ 介護人材の状況

医療・介護双方のニーズを有する85歳以上人口は2040(令和22)年から2045(令和27)年まで増加することが見込まれており、今後、介護に対するニーズはますます高まり、介護職員不足が一層深刻化することが予想されています。必要となる人材の確保に向け、生産性向上など総合的な取組を推進する必要があります。

(単位：人)

区分	介護職員数 (需要推計)	介護職員数 (供給推計)	介護職員数 (需要と供給の差)
2026年度	35,820	33,248	2,572
2040年度	38,778	30,584	8,194
2045年度	37,810	28,987	8,823

資料：厚生労働省作成の介護人材需給推計シートに基づく推計



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値
介護の入門的研修の参加者数	108人	125人	132人	150人(年間)

○ 認知症サポーター養成数(累計)等の推移

令和4年度末現在、県内で204,362人の認知症サポーターが養成されており、キャラバン・メイト^(※)は、2,368人となっています。

(単位：人)

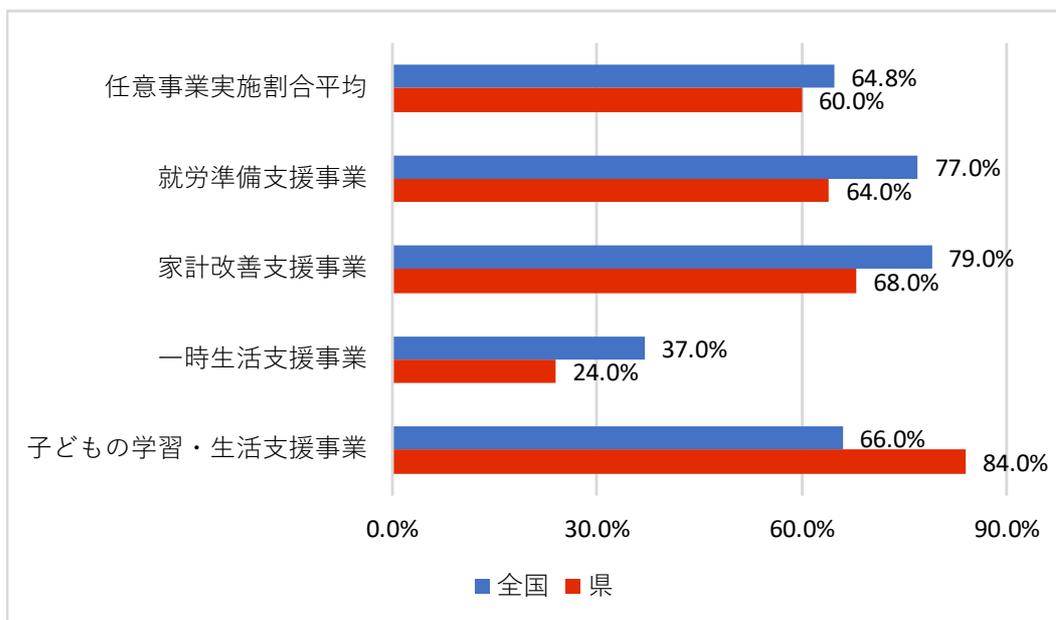
区分	令和2年度末現在	令和3年度末現在	令和4年度末現在
認知症サポーター養成数	187,249	195,059	204,362
キャラバン・メイト養成数	2,355	2,336	2,368

資料：全国キャラバン・メイト連絡協議会

V 市町村の取組状況

○ 生活困窮者自立支援制度における任意事業実施状況

生活困窮者自立支援制度の実施主体である福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業などの必須事業に加え、就労準備支援事業などの任意事業を実施しておりますが、令和4年度7月時点における任意事業（4事業）の実施割合の平均は、全国の64.8パーセントに対し、本県は60パーセントと全国平均より低い状況となっております。



[社会福祉課調べ]

○ 市町村地域福祉計画の策定状況

令和4年4月1日現在、地域福祉計画を策定した市町村は43市町村中28市町村で、策定率は65.1パーセントとなっており、全国では、下から6番目に低い策定率です。

区分	H30.4.1現在			R4.4.1現在		
	県		全国	県		全国
	市町村数(43)	割合(%)	割合(%)	市町村数(43)	割合(%)	割合(%)
策定済	19	44.2	75.6	28	65.1	84.8
今後策定予定	9	20.9	8.3	7	16.3	4.9
策定と策定予定の合計	28	65.1	83.9	35	81.4	89.7
策定未定	15	34.9	16.1	8	18.6	10.3

資料：厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査」

○ 避難行動要支援者名簿の作成の状況（県内市町村）

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等において自ら避難することが困難な方で、特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられましたが、本県では、全市町村で作成済です。

名簿情報は、本人から同意を得た上で、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で情報提供されます。

(※)

○ 福祉避難所の確保の状況（県内市町村）

福祉避難所は、災害時において、主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方（要配慮者）の良好な生活環境を確保するために必要な施設ですが、本県では令和4年12月1日現在で42市町村に計567施設が指定等されています。

VI 地域社会が抱える課題

1 地域住民が支えあう地域社会づくり

- 高齢化の進行等により要支援者は増加してきていますが、家族形態の変化による世代間の支え合い機能の低下や個人の価値観の多様化等に伴う地域のつながりの希薄化により、地域における支え合い機能が低下しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、日常生活や環境が大きく変化した中で、社会的な孤独・孤立がより一層深刻さを増しています。

- こうした状況を背景に、かつては地域や家族などのつながりの中で対応してきた身近な生活課題への支援や、一人暮らしの人や生活困窮者などに対する、地域住民が主体となった地域における支え合いや見守りの仕組みづくりが必要です。

- また、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野など従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難であることから、属性を問わない相談・地域づくりに取り組む必要があります。

2 地域福祉を支える担い手の確保

- 介護関係の新規求人倍率は他の産業に比べ高くなっており、介護人材の確保が困難な状況となっています。今後、人材確保・定着に向けて「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」などに取り組む必要があります。

- また、本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動などが盛んに行われていますが、支援を必要とする人々は増加しており、今後、地域福祉の担い手不足が懸念されるため、地域住民が地域福祉活動に参画する仕組みづくりなどが必要です。

3 市町村における包括的な支援体制の構築

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、高齢者だけでなく、障害者や難病患者など、様々な課題を抱える人が自立した生活を送ることができるよう、住民主体の課題解決能力を強化する取組や、包括的な相談支援体制の整備などに取り組む必要があります。

ます。

- また、このような取組や体制づくりを担うこととなる市町村においては、地域福祉計画の策定に積極的に取り組み、地域福祉を総合的・計画的に推進していく必要があります。

第3章 これまでの主な地域福祉の取組と成果等

I 県計画の進捗状況と評価等

現行計画は、令和元年度から令和5年度までを計画期間とし、数値目標を掲げており、実施状況については以下のとおりとなっています。

1 計画の数値目標に係る評価

◎：目標を達成したもの

○：概ね順調に推移（策定時または見直し後の目標の80%以上達成）

△：達成が遅れているもの（〃80%未満）

×：計画策定時の現状値を下回っているもの

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
1	「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	—	—	13% (R5年度) ※1	10% (R3年度)	×
2	チームオレンジ※を整備する市町村数 ※ 地域において認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人本人やその家族を支援する仕組み	—	—	20市町村 (R5年度) ※1	8市町村 (R4年度)	△
3	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、具体的なサービスの創出や、関係者間において具体的な協議の対応を行っている市町村数	—	—	全(43) 市町村 (R5年度)	23市町村 (R4年度)	△
4	認知症サポーターの養成数	157,123人 (H30.9)	180,000人 (R2年度)	有 (設定しない)	204,362人 (R5.3)	◎
5	認知症疾患医療センターの数	10か所 (H30年度)	12か所 (R2年度)	有 (設定しない)	12か所 (R4.9)	◎
6	生活支援コーディネーターや協議体等の活動を通じ、日常生活支援のための具体的な資源の開発や拡充が行われている市町村数	28市町村 (H30.9)	全(43) 市町村 (R2年度)	有 (設定しない)	39市町村 (R5.4)	◎

※1 令和2年度に策定した「鹿児島すこやか長寿プラン2021」において、項目をこれらに改めています。

【達成が遅れている理由】

- 1 コロナ禍の外出制限や感染予防対策により、休止する通いの場が増えた。
- 2 チームオレンジに類似した取組や団体が既に存在しているものの、既存の団体をチームオレンジとして発展させることに難しさがあるため。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症サポーターの養成や認知症サポーターを活用した市町村事業の展開が困難であったため。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、多職種が対面で協議する場を持つことが計画通りにできなかった。
個別事例の積み重ね等により、地域課題はある程度把握できているが、具体的な協議を行う機会が作れない。また、関係者間との連携に必要なノウハウが不足している。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
7	地域生活支援拠点※等の数 ※ 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点	1か所 (H29年度)	7か所 (R2年度)	7か所 (R5年度)	5か所 (R5.12)	○ ※1
8	福祉施設入所障害者数	3,420人 (H28年度)	3,351人 (R2年度)	3,340人 (R5年度)	3,282人 (R5.3)	◎

※1 R6.4に7か所達成見込みのため。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
9	保育所待機児童数	354人 (H29年度)	0人 (R元年度)	0人 (R6年度)	61人 (R5.4)	○
10	放課後児童クラブ待機児童数	259人 (～小3) 437人 (～小6) (H30年度)	0人 (R元年度)	0人 (R6年度)	162人 (R5.5)	△

【達成が遅れている理由】

- 10 女性の就業率の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズが増えたことや高学年の利用継続による登録児童や利用希望の増加による、受入可能定員の不足などにより、待機児童が発生している。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
11	周産期死亡率（出産千人対）	4.1 (H27年)	3.3以下 (R5年度)	3.0以下 (R5年度)	2.5 (R4年)	◎

12	新生児死亡率（出生千人対）	1. 1 (H27年)	0. 8以下 (R5年度)	0. 8以下 (R5年度)	0. 7 (R4年)	◎
13	乳児死亡率（出生千人対）	2. 6 (H27年)	2. 1以下 (R5年度)	1. 9以下 (R5年度)	2. 5 (R4年)	△
14	小児死亡率（15歳未満人口10万人対）	26. 7 (H27年)	25. 7以下 (R5年度)	20. 5以下 (R5年度)	22. 6 (R4年)	○

【達成が遅れている理由】

13 乳児死亡率は1歳未満の死亡数を出生数で除した数であり、出生数が減少している中で、死亡数の若干の増減による変動が大きい。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
15	訪問診療を実施している医療機関の割合	30. 7% (H27年度)	35. 7% (R5年度)	無	31. 3% (R2年度)	△

【達成が遅れている理由】

15 医師の高齢化による閉鎖等で診療所が減少しているため。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
16	病児保育事業の延べ受入可能者数	45,037人 (H29年度)	40,941人 (R元年度)	47箇所 (R6年度) ※1	44箇所 (R4年度)	○
17	地域子育て拠点の設置か所数	102か所 (H29年度)	97か所 (R元年度)	全(43)市町村 (R6年度) ※2	39市町村 (R4年度)	○
18	保育の質の向上のための研修総受講者数	732人 (H29年度)	450人 (R元年度)	3,300人 (R6年度)	1,912人 (R4年度)	△

※1 令和元年度に策定した「かごしま子ども未来プラン2020」において、項目を「病児保育事業の実施箇所数」に改めています。

※2 同様に、項目を「地域子育て支援拠点の実施市町村数」に改めています。

【達成が遅れている理由】

18 新型コロナウイルス感染症拡大により、研修の一部中止や受講控えなどの影響があったため。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
19	圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議）	—	7か所 (R2年度)	有 (設定しない)	7か所 (R4年度)	◎
20	気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合	8.8% (H28年度)	7.7% (R5年度)	無	9.3% (R元年度)	×
21	自殺死亡率（人口10万人対）	19.0 (H27年度)	14.9 以下 (R5年度)	無	20.3 (R4年度)	△

【達成が遅れている理由】

- 20 仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあることがひとつの要因と考えられる。（国調査による）
- 21 自殺死亡率は、平成19年度以降毎年減少していたが、コロナ禍の影響による生活困窮や高齢者の孤立、子ども若者などへの様々な要因が重なり、15年ぶりに自殺死亡率が上昇した。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
22	刑法犯検挙者中の再犯者数	947人 (H29年)	757人 (R5年)	無	959人 (R5年)	×

【達成が遅れている理由】

- 22 新型コロナウイルス感染症の行動制限解除等で外出機会が増えたことや、コロナ禍で生活困窮者が増加したこと等により、令和4年まで減少傾向にあった本県における刑法犯検挙者数が、令和5年で急増していること等に伴い、令和3年まで減少傾向が見られていた再犯者数についても、令和4年から増加に転じている状況にあるため。

	項目	策定時の現状	策定時の目標	策定以降見直した目標	現状	進捗状況
23	地域福祉計画を策定している市町村数	19市町村 (H30年度)	全(43) 市町村 (R5年度)	無	28市町村 (R4.4)	△

【達成が遅れている理由】

- 23 計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため。また、他の計画で地域福祉計画と同様の内容を定めているため。

2 現計画の進捗を踏まえた地域福祉を推進する上での課題

【「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合】

- 地域特性や高齢者のニーズ，効果的な介護予防の活動を併せて，他機関連携，他事業の連動性による事業展開の取組が県内全体へ波及できるよう推進していく必要がある。
- ある程度の年齢に到達した方が参加しなくなり，また，男性等の参加が少ないため，介護予防の取組の選択肢を増やす施策が必要である。

【チームオレンジを整備する市町村数】

- チームオレンジに関する事業の実施や整備済み県内市町村に関する情報提供等をとおり，チームオレンジの効果やメリットを市町村へ伝えチームの整備を促進する必要がある。

【地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし，具体的なサービスの創出や，関係者間において具体的な協議の対応を行っている市町村数】

- 県独自調査によると，県内43市町村すべてで地域ケア会議に取り組んでおり，地域ケア会議の普及展開が図られている。他方で，地域ケア会議で集約した地域課題を施策に展開できていない市町村に対しては，その要因を把握し，市町村の状況に沿った伴走型の支援や先進的に取り組んでいる市町村の手法やノウハウの情報提供により，地域課題解決に向けた支援が必要である。

【放課後児童クラブ待機児童数】

- 放課後児童支援員の確保及び処遇改善を行う必要がある。
- 放課後児童クラブ（施設）の設置を促進する必要がある。

【乳児死亡率】

- 平成27年以降，全国平均を上回って推移している本県の状況を全国並に引き下げる必要がある。

【訪問診療を実施している医療機関の割合】

- 2040年に向けて後期高齢者が増加していく中，在宅医療のニーズはさらに増加することが予想される。そのため，訪問診療の重要性を周知していくとともに，多職種連携による在宅医療提供体制を充実させていく必要がある。

【保育の質の向上のための研修総受講者数】

- 保育現場のニーズに合わせた研修カリキュラムの設定を行う必要がある。

【気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合】

- 十分な睡眠による休養や、ストレスとの上手な付き合いなど、休養・こころの健康づくりが日常生活の中に適切に取り入れられた生活習慣を確立することが重要である。
- また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれたゆとりのある生活の実現と、健康を保持しながら働くことのできる環境づくりを関係機関と連携して促進していくことが重要である。

【自殺死亡率】

- 生活困窮者や高齢者に対する支援や子ども若者への取組を強化する必要がある。
- 関係機関や団体との連携の強化、市町村と保健所の連携による地域レベルでの自殺対策を実施する必要がある。
- 自殺対策連絡協議会にて計画の進捗把握、評価等を行う必要がある。

【刑法犯検挙者中の再犯者数】

- 犯罪をした者等の中には、更生の意欲があっても、就労先や住居を確保できないまま矯正施設を出所する者がおり、適切な支援を受けられない人や、高齢・障害者、生活困窮者、薬物事犯者、非行少年などが再び罪を犯すといった実態があることから、県再犯防止推進計画に基づき、本県における再犯の防止等に関する施策を一層推進していく必要がある。

【地域福祉計画を策定している市町村数】

- 計画策定には、有識者会議の開催やパブリックコメントなど一定の予算と作業が必要であるが、高齢者、障害者、児童など多分野にわたる計画であり、計画策定を推進する担当課が決まりにくいことや、計画策定に係る人材配置が困難である。
- 他の計画ですでに定めており、策定の必要性・メリットを感じにくい。

Ⅱ 近年の地域福祉関連制度の主な動き

【社会福祉法の改正】

- 地域共生社会^(※)の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設されることになり、令和3年4月に施行。

【共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定】

- 我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を持って暮らすことができるよう、国において認知症に関する施策を推進するため「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月に施行。

【子ども・子育て施策の拡充】

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行され、国において、12月下旬、同法に基づくこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向や、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにした「こども未来戦略」を公表。

【困難な問題を抱える女性^(※)への支援に関する法律の制定】

- 女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に公布。

【孤独・孤立対策推進法の制定】

- コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化し、国において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため「孤独・孤立対策推進法」が令和5年6月に公布。

第4章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

II 施策の基本方向

基本理念の実現のためには、住民自らの自立に向けた努力を基本としつつ、地域において、住民一人ひとりが、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような地域づくりを展開するとともに、公的サービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。

また、その実現に市町村地域福祉計画が重要な役割を担っています。そのため、以下の3つの柱に基づき、施策を展開します。

1 地域共生社会[※]の実現に向けた基盤づくり

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図ります。

また、サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組みます。

2 地域福祉を支える担い手づくり

地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組みます。

また、地域住民等の福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。

3 市町村における体制づくりへの支援

市町村が定める地域福祉計画は、地域の現状や課題を明らかにし、解決していくために重要な役割を果たすものであるため、地域福祉計画の策定・改定を支援します。

また、地域の中で一人暮らしの高齢者等支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

施策の基本方向

基本理念

誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

1 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり

- ① 高齢者・障害者・子育て等に対する支援
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 重層的支援体制整備の支援
- ④ 権利擁護の推進
- ⑤ 福祉サービスの質の向上
- ⑥ 福祉のまちづくりの推進
- ⑦ 孤独・孤立に対する支援
- ⑧ その他の支援
 - ・ 就労支援
 - ・ 自殺対策
 - ・ 居住支援
 - ・ 犯罪をした者等の社会復帰支援
 - ・ 地域防災力の強化

2 地域福祉を支える担い手づくり

- ① 福祉人材等の確保・育成と資質向上
- ② 地域住民等の福祉活動への参加促進

3 市町村における体制づくりへの支援

- ① 市町村の地域福祉計画策定・改定支援
- ② 包括的な支援体制の構築に対する支援
- ③ 県社会福祉協議会等との連携

第5章 支援施策の展開

I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり

- 人と人が助け合いながら暮らすことのできる地域社会の構築のため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮などの各種施策に基づく地域づくり事業を一体的に実施することによって地域住民が地域社会に参加する機会を確保する体制整備等を推進します。
- 様々な課題を抱え、支援が必要な方へ提供する福祉サービスの充実を図るほか、権利擁護の問題や災害時の対応など福祉分野に共通する課題の解決に向け、制度の適切な運用や地域におけるネットワークの構築等を推進します。

1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 地域における多様化・複雑化した支援ニーズに即した、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

(2) 主な取組

ニーズに対応した公的サービスの充実
<ul style="list-style-type: none">○ 「鹿児島県高齢者保健福祉計画」、「鹿児島県障害者計画」、「鹿児島県次世代育成支援対策行動計画」等の各分野別計画に基づき、各種施策に積極的に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none">○ 保健、医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化等に応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。 (高齢者分野)<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険制度に基づく多様な介護サービスの提供・ 認知症施策の推進・ 在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備 など(障害者分野)<ul style="list-style-type: none">・ 県民の理解促進と差別の解消、権利擁護及び虐待の防止・ 障害福祉サービス提供体制の充実・ 障害者(児)に係る保健・医療の充実 など

(子育て分野)

- ・ 結婚、妊娠・出産等に関する支援体制の充実
- ・ 地域における子育て支援サービスの充実
- ・ 周産期医療・小児医療の提供体制の確保
- ・ ヤングケアラー^(※)に対する支援体制の整備 など

(地域包括ケア体制の整備充実)

- ・ 地域包括ケアシステム構築への支援
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 地域リハビリテーションの推進
- ・ 認知症地域支援体制の構築
- ・ 介護予防・生活支援サービスの推進 など

県の主な取組・支援等

【高齢者への支援】

- ・ 「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の確保や地域包括ケアシステムの構築を進めるため、市町村が行う居宅要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービスの整備を支援します。
- ・ 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、県民の認知症に対する正しい理解や認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するとともに、認知症疾患医療センター^(※)と地域のかかりつけ医等との連携強化を図り、認知症の早期発見・早期診断・早期対応の充実・強化、認知症高齢者介護の実務者等に対する研修による資質・対応力の向上、若年性認知症コーディネーターの配置などを行います。
- ・ 高齢者の健康維持や介護予防などへの取組を促進するため、地域支援事業やポイント事業等を活用し、体操教室や地域サロンなどの活動を支援します。
また、世代間交流等の取組を推進することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくり、健康づくりを支援します。
- ・ 意欲ある高齢者の社会参加のために必要な知識等を習得する機会を提供するとともに、地域が行う人材育成及び活用の体制づくりを支援します。

【障害者への支援】

- ・ 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するため、県民、事業者に対する普及・啓発や相談員による相談対応を行い、また、県障害者差別解消支援協議会を開催します。
- ・ 人権教育・啓発施策をより一層総合的かつ効果的に推進するため、令和5年度に実施した「人権についての県民意識調査」の結果等を踏まえ、県人権教育・啓発基本計画の改定を行います。
- ・ 障害者の居宅介護，短期入所，生活介護，療養介護，施設入所支援等に係る費用として市町村が支弁する費用の一部を負担します。
- ・ 障害者の自立訓練，就労移行，就労継続，就労定着支援及び自立・共同生活援助に係る費用として市町村が支弁する費用の一部を負担します。
- ・ 外見から配慮や援助が必要なことが分かりにくい人が支援を受けやすくなるよう，ストラップ型のヘルプマーク^(※)及びヘルプカード^(※)を配布するとともに，県民に対し，普及啓発を図るため，ポスターやチラシ，ステッカーを作成し配布します。
- ・ 医療的ケア児等及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，必要な人材の育成に努めるとともに，医療的ケア児等支援センターを核として地域の医療的ケア児等コーディネーターなど関係機関・団体との連携体制の下，支援の調整に努めます。

【子育てへの支援】

- ・ 認定こども園等の整備や研修等の支援を行い，安心して子どもを育てることができる体制の整備を図ります。
また，幼児教育における医療的ケア児の受入体制を整備する市町村を支援するとともに，幼稚園教諭等を対象とした研修を実施し，パステルゾーン幼児（発達障害の疑いのある幼児）を含む特別な配慮を要する幼児の知識や対応方法などの理解を深めます。
- ・ 子どもの医療費助成による子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう，妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と，妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対する経済的支援を一体的に実施する市町村の取組を支援します。
- ・ 幼児教育・保育の無償化について，国や市町村等と連携し，適切に対応します。

- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が地域の実情に応じて行う地域子育て支援拠点の整備、子育て援助活動支援、一時預かり、病児保育等の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供に対して交付金を交付します。
- ・ 妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効率的に提供する総合的な周産期医療体制の整備に努めます。
- ・ 支援が必要であっても表面化しにくいヤングケアラー^(※)を早期に発見し、各家庭の状況に応じて、必要な福祉サービス等の支援に適切につなげる体制づくりや相談しやすい環境を整備します。

【地域包括ケア^(※)体制の整備充実】

- ・ 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができる」ために、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが各地域の実情に応じたかたちで一体的、効果的、持続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を推進します。
- ・ 市町村が実施する介護予防の充実・強化を図るため、地域ごとの研修や検討会等を実施し、リハビリテーション専門職等を市町村へ派遣し、地域ケア会議などに活用する仕組みづくり等を支援します。
- ・ 高齢者の状態像に合わせた介護予防の取組や地域づくりなど、市町村が地域の実情に応じた仕組みを関係者とデザインするための研修会や伴走支援等を実施するとともに、アドバイザーを派遣し地域ケア会議の充実・強化を図ります。
- ・ 入院患者の地域における受け皿を整え、地域包括ケアシステム構築に係る在宅医療・介護連携の推進を図るため、市町村が実施する在宅医療・介護連携に関する協議会の開催や入退院支援ルールの普及、市町村職員等向け研修会を開催します。
- ・ ピアサポーター^(※)を養成し、相談支援事業所において地域移行支援スタッフとして活用することにより、長期入院精神障害者の地域移行を推進します。
- ・ 高齢者・障害者・子育てへの支援、地域包括ケアの充実を図るために市町村の地域づくりを支援します。

2 生活困窮者への支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の県内全域での構築を図ります。
- ◎ 子どもの教育、医療、食で格差のない社会を目指し、子どもの生活支援対策を推進します。

(2) 主な取組

生活困窮者への支援
<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者に対しては、本人の状況に応じた支援が必要であり、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施します。<ul style="list-style-type: none">・ 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。<p>また、生活困窮者の家計収支の改善による早期の生活再建の支援や、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言などを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者を、待ちの姿勢ではなくアウトリーチ等により早期に把握し、必要な支援を漏れなく届けられるよう、制度の周知や関係機関・団体のネットワークの構築などに取り組みます。<ul style="list-style-type: none">・ 生活困窮者自立支援制度^(※)人材養成研修などを通じ、各市町村を含めた生活困窮者の自立支援に係る研修等を実施します。
<ul style="list-style-type: none">○ 全市町村において、全ての任意事業が実施され、県下全域で包括的な支援がなされるよう市町村へ働きかけを行います。
<ul style="list-style-type: none">○ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した子どもの貧困対策計画における各種施策に積極的に取り組み、子どもの貧困対策を含む生活支援対策を推進します。

県の主な取組・支援等

【生活困窮者への支援】

- ・ 生活困窮者自立支援制度^(※)に基づく，一般就労に向けた日常生活・社会・就労自立のための訓練，住居喪失者に対する一定期間の衣食住の提供，家計に関する相談，家計管理に関する指導などの各種事業を一体的に実施し，生活困窮者の自立の促進を図ります。
- ・ 官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するための生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業構築委員会^(※)において，子ども食堂，フードバンク，NPO法人及び自立相談支援機関等と連携し，生活困窮者の自立の促進を図ります。
- ・ 地域の関係団体や市町村と連携しながら，子どもの居場所や多世代交流の場となる子ども食堂等に対する総合的な支援を行います。
- ・ 行政等が実施している，子どもの生活支援対策を分かりやすく掲載したリーフレット等を作成し，子どもの保護者等に配布します。

3 重層的支援体制整備の支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の流行により、日常生活や環境が大きく変化した中で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、県内市町村における体制構築について創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みである「重層的支援体制整備事業」の実施を促進します。

(2) 主な取組

重層的支援体制整備事業の実施促進

- 包括的な支援体制の構築ができる仕組みである「重層的支援体制整備事業」の実施を促進します。
 - ・ 「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施している市町村が9市町村（令和5年度）であり、今後も増加が見込まれていることから、同事業実施市町村における「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた支援を行います。
 - ・ 多職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「包括的相談支援体制」の市町村単位での構築を促進します。
 - ・ 市町村の包括的な支援体制を構築する上で、必要となる人材の育成を行う地域包括支援体制人材育成事業を実施し、相談支援包括化推進員を養成します。

県の主な取組・支援等

【重層的支援体制の整備】

- ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を支援するため、市町村が実施する「重層的支援体制整備事業」に係る費用を負担します。
- ・ 他県で実施している先進事例の情報提供等により、県内市町村における「重層的支援体制整備事業」の実施を促進します。

4 権利擁護の推進

(1) 施策の方向性

- ◎ 県民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい知識を持つよう取り組みます。
- ◎ 認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進します。
- ◎ 子ども、障害者、高齢者等に対する虐待の防止や対応強化のための体制の整備を図ります。

(2) 主な取組

権利擁護の推進
<ul style="list-style-type: none">○ 一人ひとりの個性、生き方、多様な性のあり方などを認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の形成に向けて「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、人権に関する相談体制の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none">○ 社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法及び条例に関する県民の理解促進に努めます。
<ul style="list-style-type: none">○ 成年後見制度の活用を促進します。<ul style="list-style-type: none">・ 国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、広域的な観点から、市町村と家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携して、成年後見制度^(※)に関する情報提供や普及啓発を行うほか、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言、その他援助など支援を行います。・ 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度利用促進に係る協議会の設置、意思決定支援研修を実施し、市町村における取組等を支援することにより、制度の活用促進を図ります。 また、中核機関の設置など市町村が行う地域連携ネットワークの構築等の取組を促進します。

○ 福祉サービス利用支援事業^(※)(日常生活自立支援事業)の利用を促進します。

- ・ 判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支援事業について、県・市町村社会福祉協議会と連携しながら、多くの方が利用できるよう普及啓発等に努めます。
- ・ 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定支援を行いつつ、必要な対応を実施できるよう努めます。

○ 子どもや障害者、高齢者等の虐待防止に向けた普及啓発、事業者等に対する研修や関係機関との連携強化を図ります。

- ・ 市町村や児童相談所、障害者権利擁護センター^(※)、地域包括支援センター^(※)において関係機関との連携を図りながら、虐待防止に努めます。
- ・ 県高齢者虐待防止推進会議における関係機関相互の密接な連携確保、事業所従事者・窓口職員等に対する研修、各種媒体を活用した普及啓発や、認知症施策と連携した取組を進めます。
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援を行うため、障害者権利擁護センター^(※)を設置するとともに、障害者福祉施設従事者等を対象とした研修の実施と障害者虐待の防止及び障害者支援に関する普及啓発を行います。
- ・ 児童虐待の早期発見と早期対応の体制を構築するとともに、地域におけるネットワークを整備します。

県の主な取組・支援等

【権利擁護の推進】

- ・ 市町村や関係団体等で構成する県高齢者虐待防止推進会議において、関係機関相互の密接な連携を確保し、高齢者虐待防止対策の推進を図ります。

- ・ 成年後見制度^(※)の利用促進のため、地域振興局・支庁単位での市町村長申立て研修の実施や市町村の要望に応じて個別に助言や情報提供を行います。
- ・ 判断能力が不十分な人の様々な手続に関する代行や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支援事業^(※)の活用を促進します。
- ・ 障害者権利擁護センター^(※)において、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待に関する通報又は届出の受理、市町村相互間の連絡調整等、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施します。

5 福祉サービスの質の向上

(1) 施策の方向性

- ◎ 住み慣れた地域の中で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った福祉サービスの質の評価や情報提供の推進を図ります。
- ◎ 支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、各種支援制度の充実を図ります。

(2) 主な取組

<p>① サービスの質の評価や情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 介護サービス事業者による質の高いサービス提供を確保するため、サービスの提供やサービス基盤の整備の際の運営基準等の遵守を指導するとともに、サービス従事者の知識・介護技術向上のため、事業者の自主的な取組を含め、研修等の機会の確保に努めます。 <hr/> <ul style="list-style-type: none">○ 第三者が公正かつ中立の立場で行う福祉サービス第三者評価事業の推進を図ります。<ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービス第三者評価の実施・公表に努めます。・ 未受審の事業所への受審を促進します。 <hr/> <ul style="list-style-type: none">○ 事業者による情報提供の促進を図ります。<ul style="list-style-type: none">・ 事業運営に関する様々な情報、第三者評価の結果など積極的な情報開示を促進します。
<p>② 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査</p> <ul style="list-style-type: none">○ 適正な事業運営のため、社会福祉法人等への指導監査等を実施します。<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、社会福祉法その他関係法令に基づき、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に対し、法人運営、施設運営管理、入所者処遇、財務管理等について指導監査等を実施します。
<p>③ 福祉サービスの相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○ 福祉サービス運営適正化委員会^(※)による適切な苦情解決の促進を図ります。

- ・ 鹿児島県社会福祉協議会に、専門的知識を有する者から成る福祉サービス運営適正化委員会^(※)が設置されており、この委員会による迅速・的確な苦情解決への支援や制度の普及・啓発を図ります。

○ 介護サービスに関する利用者等からの様々な苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、県や市町村、県国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者などの相互の連携により、苦情・相談処理体制の充実を図り、サービスの質の確保・向上に努めます。

○ 相談支援事業所の充実を図るため、相談支援従事者に対する研修等を実施します。

○ 障害者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、各市町村における基幹相談支援センター^(※)の設置を促進します。

県の主な取組・支援等

【福祉サービスの質の向上】

- ・ 福祉サービスの適切な利用に資するため、事業者段階での対応が困難な苦情の解決を図るための委員会の開催や、事業者段階における苦情解決体制の整備のための普及・啓発を行います。
- ・ 福祉サービスの第三者評価を促進するため、評価受審事業所の評価結果の公表や、評価調査者継続研修等の実施による体制づくりを行います。
- ・ 社会福祉法人及び社会福祉施設等について、市町村をはじめとした関係機関との情報共有・連携強化を図りながら、指導監査等を実施し、法人・施設等の運営管理の適正化及び利用者の処遇の向上を図ります。
- ・ 地域における相談支援体制の充実を図るため、地域自立支援協議会に対して助言・指導等を行い、同協議会の活性化を図ります。

6 福祉のまちづくりの推進

(1) 施策の方向性

- ◎ 高齢者や障害者など誰もが快適で生活しやすい、ソフト・ハード両面のバリアフリーに配慮した生活環境の整備や地域における見守り・支え合い活動等を促進し、快適で安心・安全な生活の確保を図ります。

(2) 主な取組

福祉のまちづくりの推進
<ul style="list-style-type: none">○ 障害者等に配慮したまちづくりを総合的に推進します。 また、高齢者や障害者等が公共的施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。<ul style="list-style-type: none">・ 心豊かで住みよい福祉のまちづくりを実現するため、広報誌の発行や、ボランティア活動の促進、福祉教育の充実等により、心のバリアフリー化に取り組みます。・ バリアフリー法や福祉のまちづくり条例、障害者基本法及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点を踏まえて、バリアフリー化を促進します。・ 福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者等が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。・ 障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方を対象に、公共施設や店舗等の駐車スペースの確保を図るパーキングパーミット制度^(※)の普及を推進します。
<ul style="list-style-type: none">○ 地域で安心して安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活を支援する見守り活動等を促進します。<ul style="list-style-type: none">・ 「支え合いマップ^(※)」を活用し、高齢者、障害者及びひきこもりの方など支援を要する住民の情報や地域生活課題を共有する取組を推進し、地域の住民や多様な主体が見守り活動や生活支援活動等に取り組む体制づくりを関係機関と連携して促進します。・ 民生委員等による地域住民の見守り活動、孤独・孤立など様々な問題を抱え、援助が必要な者への相談対応や福祉サービスの利用支援等を行うことで、住民福祉の増進を図ります。

- ・ 県における行政情報の提供等に当たっては、ICT^(※)の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

県の主な取組・支援等

【福祉のまちづくりの推進】

- ・ 福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリーに係る条例事務や広報啓発等を実施します。
- ・ 対象者に利用証を交付し、駐車場設置について事業所へ協力を依頼するなど、必要な方に駐車場スペースを確保するパーキングパーミット制度^(※)の運用を図ります。
また、不適正利用の抑止及び制度対象駐車場の拡大等を図ることで、利用しやすい環境を整備します。
- ・ 多様化する地域福祉のニーズに対応するため、その担い手である民生委員の活動経費を交付し、活動を促進します。
- ・ 県ホームページについて、ウェブアクセシビリティ^(※)の向上への対応に努めるとともに、「ウェブアクセシビリティ方針」により、達成状況を確認していきます。

7 孤独・孤立に対する支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者が増えていることから、社会のあらゆる分野において地域づくりを行い、孤独・孤立対策の推進を図るとともに、情報の徹底した管理を行いつつ、支援者に必要な情報が伝わるように努めます。

また、令和5年6月に「孤独・孤立対策推進法」が成立していることから、国とも連携しながら効果的な支援を検討します。

(2) 主な取組

孤独・孤立に対する支援
<ul style="list-style-type: none">○ 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた継続的な支援を行います。<ul style="list-style-type: none">・ 孤独・孤立対策に関する県民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発を行います。・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）を推進します。・ 当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質向上を図るとともに、関係団体等に対する支援を行います。 また、関係団体等の連携・協働を促進します。・ 民生委員等による地域住民の見守り活動、孤独・孤立など様々な問題を抱え、援助が必要な者への相談対応や福祉サービスの利用支援等を行うことで、住民福祉の増進を図ります。（再掲）
<ul style="list-style-type: none">○ ひきこもりに関する相談窓口の周知・広報に努めます。<ul style="list-style-type: none">・ 行政機関や民間支援団体等と協働し、ひきこもり状態にある方や家族への支援に努め、相談件数等の拡充に努めます。
<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者が、介護予防に効果のある、住民主体の通いの場に参加することで、高齢者を地域全体で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における従事者等研修や地域リハビリテーションの検討・研修会を行います。
また、リハビリテーション専門職の派遣調整を行います。
- ・ 介護予防事業の評価に関する市町村支援を行います。

県の主な取組・支援等

【孤独・孤立に対する支援】

- ・ 生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業構築委員会^(※)において、事例の共有等を実施します。
- ・ 多様化する地域福祉のニーズに対応するため、その担い手である民生委員の活動経費を交付し、活動を促進します。(再掲)
- ・ 「南日本新聞南日会」など様々な団体において行われている見守り活動において、ひとり暮らしの高齢者などの生活の様子に気を配り、何らかの異変が発生する場合に対応を行います。
- ・ 地域の関係団体や市町村と連携しながら、子どもの居場所や多世代交流の場となる子ども食堂等に対する総合的な支援を行います。(再掲)
- ・ ひきこもり状態にある方への支援として、より身近な地域において対応できるように、市町村が相談窓口を設置し、支援を受けられる体制の整備を促進します。
- ・ 公的機関や民間支援団体からなるひきこもりに関する連絡協議会を設置し、関係者間のネットワーク作りを行います。
- ・ ひきこもり地域支援センターでは、相談対応や専門機関の紹介、NPO法人への委託による訪問支援や居場所づくりなどに取り組むとともに、研修会や巡回相談等を通じて、市町村等の後方支援を行います。
- ・ 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーター^(※)を養成するとともに、認知症サポーター^(※)を活用した認知症の人を地域で支える仕組みとなるチームオレンジの整備促進に、市町村等と連携して取り組みます。
- ・ 高齢者を含むグループが行う互助活動及び高齢者の地域デビュー（新たに社会参加活動に参加すること）に対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、地域の互助活動の活性化や高齢者の社会参加、高齢者を地域全体で支える活動を促進し、地域活性化を

図ります。

- ・ ホームページ「かごしまシニア応援ネット」の活用などにより、社会貢献活動に関する情報提供や社会参加の「きっかけづくり」等に取り組んでおり、今後もこのような機会提供に努めます。

8 その他の支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 就労支援，自殺対策，居住支援など誰もが地域の中で安心して暮らせるよう支援を行います。
- ◎ 「自助」，「共助」，「公助」による地域防災力の強化を図ります。

(2) 主な取組

<p>就労支援</p> <ul style="list-style-type: none">○ 働く意思はあるものの，生活困窮，高齢，障害など様々な要因により就労が困難な方々に対する就労支援を行います。<ul style="list-style-type: none">・ 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし，年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し，高齢者や企業等の意識啓発に取り組みます。・ 自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高齢者に対して，地域に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の容易な業務を提供するシルバー人材センターの発展・拡充を促進します。・ 障害者就業・生活支援センター^(※)において，就業及び生活の両面にわたる支援を行うとともに，鹿児島労働局や就労移行支援事業所等，雇用，福祉，教育などの関係機関と連携しながら，障害のある人の就業を促進します。・ 結婚，妊娠・出産，育児等で離職した女性の再就職支援に取り組みます。・ ひとり親家庭の親が安定した雇用を確保し，自立した生活をすることができるよう，就職に有利な資格取得の支援を実施するなど就業支援の充実を図ります。・ 民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の実施により，働く意欲のある方の就労支援を行います。
<p>自殺対策</p> <ul style="list-style-type: none">○ こころの健康づくりと自殺対策を推進します。<ul style="list-style-type: none">・ 県民一人ひとりがこころの健康づくりの重要性を認識し，セルフチェックや周囲の人たちによって過度なストレス等による心身の不調に早めに気づき，適切な相談や

受診につながるよう啓発に取り組みます。

- ・ 「鹿児島県自殺対策計画」に基づく、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ・ 自殺対策連絡協議会等を開催し、保健、医療、福祉、教育、労働等の行政機関・関係団体が連携して、「誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現」を目指し、総合的な自殺対策に取り組みます。

居住支援

- 生活困窮者、高齢者、障害者など住宅に配慮を要する方の住まいの安定的な確保に努めます。
 - ・ 住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るため、建て替えや既存ストックの活用による公営住宅の整備を行うとともに、適正な維持管理に努めます。
 - ・ 子育て世帯の世帯人数に応じた規模の賃貸住宅の供給を促進するため、公営住宅や地域優良賃貸住宅の活用に努めます。公営住宅においては、子育て世帯の入居を促進します。
 - ・ 高齢者が安心して暮らせる住宅を供給するため、公営住宅においては、福祉部局と連携して、これまで整備したシルバーハウジング^(※)の適切な維持管理に努めます。
また、単身高齢者世帯が増加していることを踏まえ単身者の入居要件の緩和を検討します。
 - ・ 高齢者が安心して生活できる民間賃貸住宅の供給を促進するため、福祉・医療と連携したサービス付き高齢者向け住宅^(※)の登録を促進するとともに、既存ストックの活用や地域の特性に配慮した取り組みを支援し、さらに終身建物賃貸借制度^(※)などの情報提供に努めます。
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく「鹿児島県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」を策定し、高齢者、障害者又は子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する方々に対する賃貸住宅の供給を促進します。
 - ・ 居住支援法人、社会福祉法人やNPO法人などの居住支援団体、不動産関係団体、県及び市町村で構成される

鹿児島県居住支援協議会では、生活困窮者自立支援制度^(※)等と連携しながら、住宅確保要配慮者からの住宅相談や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供等により、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援します。

犯罪をした者等の社会復帰支援

- 矯正施設の出所者等に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止施策を推進します。
 - ・ 刑務所等の矯正施設出所予定者または身柄を拘束された被疑者等のうち、高齢または障害を有すること等により支援が必要な人に対して、保護観察所からの依頼を受けた地域生活定着支援センター^(※)において出所後もしくは釈放後に円滑に地域での社会生活へ移行し、安心して生活できるように福祉サービスの利用調整などの支援を行います。
 - ・ 犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、「鹿児島県再犯防止推進計画」に基づき、県地域福祉支援計画等との連携を図りながら、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

地域防災力の強化

- 自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。
 - ・ 防災講演会や県総合防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
 - ・ 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。
 - ・ 共助による防災活動の推進の観点から、地域住民が主体となって行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度の普及啓発を図ります。
 - ・ 指定緊急避難場所^(※)及び指定避難所^(※)の指定を促進するとともに、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。

- ・ 若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、消防団活動の活性化に取り組むなど、地域の消防力の充実・強化を図ります。
- ・ 福祉避難所^(※)の確保が進んでいない市町村に対し、福祉避難所の必要性の説明や確保の取組の好事例の紹介等を行い、遅滞なく取り組むように要請します。

また、市町村に対し、福祉避難所に関する情報について、広く周知・啓発を図るとともに、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に周知するよう働きかけます。

※ 共助には、地域やボランティアなどによる支え合いだけでなく、隣近所などの助け合いである互助も含みます。

県の主な取組・支援等

【就労支援】

- ・ 高齢者の能力活用、社会参加を促進するため、就業機会の開拓や技能講習等を実施する「県シルバー人材センター連合会」に対し運営費の補助を行うとともに、シルバー人材センターの設立促進、育成指導等及び公益法人シルバー人材センターへの立入検査を行います。

また、高年齢者雇用に積極的に取り組む企業等の表彰や事例の周知等により、生涯現役社会の理解促進を図ります。

- ・ 事業所訪問等による求人開拓や障害者就職面接会の実施、民間企業等における短期の雇用体験の実施等により、障害者の雇用を促進します。
- ・ ひとり親家庭の母等に対し、就業相談員による就業相談、就業支援講習会の実施、養成機関で修学する際の生活費の一部支援を行います。

【自殺対策】

- ・ 鹿児島県自殺対策計画に基づき、総合的な自殺対策を推進するため、関係機関、団体と連携し、相談支援、人材育成、普及啓発などの地域の実情に応じた取組を実施するとともに、市町村自殺対策策定等の支援を行います。

- ・ 全ての公立学校へのスクールカウンセラー等の派遣，SNS^(※)を活用した相談を実施するとともに，SOSの出し方に関する教育を推進することにより，児童生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制の充実を図ります。

【居住支援】

- ・ 空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行い，高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有者等に対し，市町村が補助する改修費の一部を助成します。

【再犯防止対策】

- ・ 県民が犯罪による被害を受けることを防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため，再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに，再犯の防止に関する県民への意識啓発や刑期を終了した者等の居場所づくりなどの活動を推進します。

【地域防災力の強化】

- ・ 自主防災組織の活動を一層促進し，地域防災力の強化を図るため，地域における自主防災組織の結成や防災活動等の指導的役割を担う「地域防災推進員」の育成，地区防災計画や個別避難計画の作成促進，高齢者や障害者など，避難行動要支援者等の要配慮者も参加した県総合防災訓練等を実施するとともに，防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
- ・ 災害時に，高齢者や障害者など，災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため，避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チームの養成研修を行います。

Ⅱ 地域福祉を支える担い手づくり

- 福祉の仕事に従事する人材の確保・定着や、地域福祉活動への参加促進のための人材養成に向けた取組を促進します。

1 福祉人材等の確保・育成と資質向上

(1) 施策の方向性

【福祉・保健・医療人材の確保】

- ◎ 介護人材（訪問介護員（ホームヘルパー）、介護福祉士）、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員（ケアマネージャー）、生活支援サービスの担い手及び生活支援コーディネーター^(※)などについては、多様な人材の参入促進の観点から、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護従事者の確保対策を推進します。
- ◎ 保育士等の人材確保については、幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の確保に努めます。

【福祉・保健・医療人材の育成と資質向上】

- ◎ 介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い手及び生活支援コーディネーター^(※)などについては、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護従事者の育成と資質向上のための対策を推進します。
- ◎ 保育士等の人材については、幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の研修を通じた資質の向上に取り組めます。

(2) 主な取組

① 福祉・保健・医療人材の確保

- 県福祉人材・研修センター^(※)における就労相談や職業紹介の充実を図り、福祉人材の確保につなげます。
 - ・ 人材確保については、県福祉人材・研修センターによる無料職業紹介事業や就職面談会等を通じて求人事業者・求職者の情報等の提供を行うとともに、キャリア支援専門員による求職者と求人事業所とのマッチングによる就職支援、地域医療介護総合確保基金等を活用した介護

の仕事の理解促進事業に取り組むことで、県民の福祉・介護職に関する理解と関心を深め、若者の介護職場への参入を促進するなど、求人事業者、求職者の双方の立場から福祉・介護職場の人材の確保に努めます。

- 深刻な介護人材不足に対応するため、若者・中高年齢者・外国人の活躍促進や介護ロボットの活用や資格取得の支援など、介護現場の生産性の向上の取組を促進しながら総合的な介護人材の確保対策を推進します。

(参入促進)

- ・ 介護分野への多様な人材の参入促進を図るため、介護体験・施設見学や介護のイベント、SNS^(※)による情報発信を行うなど、様々な機会を通じて介護の魅力の情報発信に努めます。
- ・ 小中・高校生等と介護事業所の職員との相互訪問を実施し、高齢者や障害のある人、介護の仕事への理解を深めるよう努めます。
- ・ 高齢者等を対象とした介護事業所における職場体験や介護未経験者に対する研修などにより多様な人材の参入を促進します。
- ・ 介護人材の確保を図るため、介護施設等と特定技能外国人や介護福祉士を目指す留学生とのマッチング支援や、外国人留学生に学費等を給付する介護施設等への助成、外国人介護人材を受け入れる介護施設等での学習支援経費等の助成などを行い、外国人介護人材の受入を促進します。
- ・ 幅広い世代の者が、介護分野の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して地域商品券等に交換可能なポイントを付与し、介護人材や地域で高齢者を支える人材の裾野拡大を図ります。

(関係団体における取組促進など)

- ・ 福祉関係者、中小企業支援や雇用、教育など多様な関係者・有識者で構成する会議を開催し、介護現場の生産性向上や人材の安定確保に向けた方策等を検討するとともに、地域においても介護人材確保策の支援を行うなど、関係団体、教育機関、市町村と連携した取組の促進を図

ります。

- ・ 専門的な介護技術を要しない業務において、地域の高齢者等を担い手として活用する仕組みづくりに取り組み、介護専門職の負担軽減と人材不足の補完に努めます。

○ 保育士等の人材確保に努めます。

- ・ 保育士養成施設の学生に対し、修学資金を貸し付ける制度を運用します。
- ・ 保育士人材バンクを設置し、県内勤務を希望する保育士の情報を、保育人材確保に取り組む市町村に対して提供するほか、市町村独自の保育士確保対策を支援するための交付金制度を創設するなど、引き続き、保育士確保に積極的に取り組みます。
- ・ 放課後児童支援員については、認定資格研修を引き続き実施し、人材の確保に努めます。

○ 保健・医療を支える人材の確保に努めます。

- ・ 看護学生への修学資金の貸与や看護師等養成所に財政支援を行うことにより、県内就業の促進に努めるとともに、ナースセンター事業により復職支援を強化し、看護職員の確保に努めます。
- ・ 認知症について、かかりつけ医に対する支援などを行う認知症サポート医^(※)の育成を促進します。

○ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに不安や負担を感じる親が増加していることから、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員^(※)」の活用を促進します。

② 福祉・保健・医療人材の育成と資質向上

- 更なる処遇改善や資格取得への支援など、介護人材の育成と資質向上対策を推進します。

(資質向上)

- ・ 職位・職責に応じた研修や介護職として必要なスキルアップに向けた研修の受講を促進するため、初任者研修

の受講費用や関係団体が実施する各種研修への助成を行うとともに、介護職員チームリーダー養成研修等を実施し、介護職員のキャリアアップを支援します。

- ・ 介護職員等によるたんの吸引等の行為が、安全かつ適切に実施されるよう、研修機関の登録等必要な体制の整備推進を図るとともに、実地研修の指導者となる指導看護師等を養成するための研修を実施します。

(労働環境・処遇の改善等)

- ・ 介護職員の確保・定着に向けて、実情に応じて、介護報酬や人員配置基準などに係る国への要望や関係機関との雇用改善に関する協議を行います。
- ・ 賃金改善のための介護職員処遇改善加算の取得に向けた取組を促進し、介護職員の処遇の改善を図るとともに、将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパスの整備の推進や生涯を通じて働き続けられる環境整備を推進します。
- ・ 介護事業所において子育て世代の就労環境を確保するため、施設内保育施設の設置などの普及啓発に努め、働きながら子育てのできる環境の構築を支援します。
- ・ 介護ロボットの普及促進やICT^(※)の活用による介護職員の負担軽減を図ります。

○ 保育士等の労働環境の改善に努めます。

- ・ 保育士や放課後児童支援員等がやりがいを持って働き続けられるよう、処遇改善など保育所や放課後児童クラブ等における職場環境の改善を図ります。

○ 保健・医療を支える人材の育成に努めます。

- ・ 医療・介護の多職種協働や連携による高齢者等の状態に応じた包括的かつ継続的なサービス提供ができるよう、訪問看護師等の人材育成に努めます。
- ・ 保健師については、経験年数に応じた新人期・中堅期別研修や現任教育により、資質の向上に努めます。
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士について、質の高い医療従事者の育成を図るため、医療従事者養成施設における教育の充実を促進するとともに、県こども総合療育センターにおける理学療法士等を対象とした研修の

実施などにより資質の向上に努めます。

県の主な取組・支援等

【福祉人材の確保】

- ・ 福祉・介護分野における人材の確保を図るため、無料職業紹介や就職ガイダンスの開催、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付等を行います。
- ・ 質の高い保育士の確保及び県内定着を図るため、指定保育士養成施設に在学する学生に対する修学資金等の貸付けを行います。
- ・ 県内の待機児童の解消を図るため、県が行う保育士登録の仕組みを活用した「鹿児島保育士人材バンク」を設置し、保育人材確保に取り組む市町村に対して、必要な情報を提供します。
- ・ 市町村の保育士確保対策の取組を促進するため、市町村の保育士確保に向けた新たな取組への支援を実施します。
- ・ 中高年齢層や子育てが一段落した方を対象に介護に関する入門的な研修を実施し、介護未経験者の参入促進を図ります。

【福祉人材の育成と資質向上】

- ・ 介護人材の確保を図るため、事業所が負担する介護職員の研修に要する経費等の助成や介護事業所におけるキャリアパスの構築、介護ロボットの導入等を支援するとともに、関係機関・団体と連携した取組を推進します。
- ・ 訪問看護に関係する団体等で構成する委員会を設け、多職種等で構成される協議会を設置、課題の抽出や対応策を検討し、訪問看護事業者の基盤強化を図ります。
また、訪問看護師の人材確保に努めるとともに、ICT^(※)導入による業務の効率化や経営力向上のための管理者研修等安定的な事業所運営への支援を行います。
- ・ 国が主催する相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修、障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修に、県で開催される研修会の講師・企画担当者等を推薦・派遣し、障害福祉研修に必要な指導を行う者を育成します。

2 地域住民等の福祉活動への参加促進

(1) 施策の方向性

◎ 地域住民に対する福祉活動の啓発として、市町村や関係団体と連携の上、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。

また、社会福祉法人や民間団体等についても、関係機関等と連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。

(2) 主な取組

地域住民等の福祉活動への参加促進
<p>○ 共助の取組を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 様々な広報媒体を活用して、地域づくりの意義や県内各地での各種団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めます。・ 小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設等を訪問したりするなどの体験活動を通して、感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育むなど、福祉に関する教育を実施します。・ 民生委員・児童委員^(※)の活動の理解促進を図るために、民生委員・児童委員の職務や経営者の方及び従業員の皆様をお願いしたいこと等を記載したチラシを作成し、民生委員制度の周知及び担い手確保に取り組みます。・ 社会福祉に対するニーズが複雑化・多様化し、地域福祉の推進が重要な課題となっていることから、地域福祉推進上、重要な担い手である民生委員・児童委員等に対し、住民のニーズの把握のために必要な情報の提供や研修を行うことにより連携強化を図ります。
<p>○ NPO、ボランティア等の多様な活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域のニーズや資源を踏まえつつ積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの人材育成を図ります。・ 社会福祉に関する理解を深めるため、ボランティア講座の開催やサマーボランティア体験月間の実施など各種

施策を推進するとともに、学校における「総合的な学習の時間」等において福祉に関する体験活動を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、地域と連携した総合的な取組の推進に努めます。

また、シニア層のボランティア活動への参加を促進します。

- 地域住民による各種ボランティア活動を促進します。
 - ・ ボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進することにより、住民が共に参加し、支え合う地域社会づくりを進めるため、ボランティア活動の拠点である県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、ボランティアに関する啓発や登録・あっせんなどを行い、ボランティアの養成・確保を推進するとともに、活動が円滑に進むよう活動のコーディネートを行います。
 - ・ 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーター^(※)を養成するとともに、認知症サポーター^(※)を活用した認知症の人を地域で支える仕組みとなるチームオレンジの整備促進に、市町村等と連携して取り組みます。(再掲)

- 高齢者の社会参加を促進します。
 - ・ 高齢者が豊富な知識・経験・技能等を生かして、地域づくりの担い手として活躍し続けることができるよう、また、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるように市町村・関係団体と連携しながら支援します。
 - ・ 高齢者を含むグループが行う互助活動及び高齢者が新たに社会参加活動に参加することに対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、地域の互助活動の活性化や高齢者の社会参加、高齢者を地域で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。

さらに、高齢者を含むグループが行う互助活動の支援において、子育て支援活動にポイントを加算することで、高齢者の子育て支援活動の取組の促進を図ります。

- 市町村・関係団体との連携を図ります。
 - ・ 南日本新聞南日会など民間団体と連携し、高齢者への声かけや安否確認を行うなど、地域での見守りが必要な方への支援に取り組むとともに、市町村と連携して、見守り活動及び生活支援の担い手となる人材や事業主体等の発掘・育成・ネットワーク化と既存の介護予防事業所や多様な事業主体によるサービスの提供体制の構築を推進します。
 - ・ 地域福祉を推進する社会福祉協議会など関係団体と連携しながら、住民主体の助け合い活動の仕組みづくりを推進するとともに、市町村が実施する生活支援の担い手となるボランティア等の育成を促進します。

県の主な取組・支援等

【地域住民等の福祉活動への参加促進】

- ・ 高齢者の健康維持や介護予防などへの取組を促進するため、地域支援事業やポイント事業等を活用し、体操教室や地域サロンなどの活動を支援します。

特に、多世代共生にも資する子育て支援に関する取組を重点的に支援します。

また、世代間交流等の取組を推進することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいつくり、健康づくりを支援します。（再掲）
- ・ 9月の認知症月間中、認知症の日（9月21日）を含む日曜日から土曜日を「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」として、県や市町村等が認知症に係る普及啓発等の取組を実施することで、県民一人ひとりの認知症に対する正しい理解や認知症高齢者等に優しい地域づくりのための取組に向けた気運を醸成します。

Ⅲ 市町村における体制づくりへの支援

- 市町村が地域福祉の推進に向けて実施する、地域における見守り体制の充実や関係機関の連携の促進、包括的な相談支援体制の構築等の取組に対して、県が支援します。

1 市町村の地域福祉計画策定・改定支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 各市町村において、地域の課題やニーズを踏まえた地域福祉施策が実施されるよう、地域共生社会の実現に向けた国の方針や県地域福祉支援計画などを示し、地域福祉計画の策定を促進します。

(2) 主な取組

市町村地域福祉計画の策定支援など
<ul style="list-style-type: none">○ 計画未策定の市町村や改定が必要な市町村に対して策定に向けた支援を行います。<ul style="list-style-type: none">・ 県地域福祉支援計画における地域福祉の基本的な推進方針等を周知します。・ 市町村地域福祉計画策定の手法等の情報提供や意見交換を行います。
<ul style="list-style-type: none">○ 政策課題等に対応した体制の整備を促進します。<p>県においては、平成30年に「子育て・高齢者支援総括監」を設置し、それまで複数部署に分かれていた高齢期や子どもに関する政策部門の一本化を図りました。これにより、政策の総合性や一貫性がこれまで以上に高まりました。</p><p>各市町村においても、福祉行政を取り巻く様々な課題への確に対応する体制整備は重要であることから、必要に応じて市町村への情報提供等を行います。</p>

2 包括的な支援体制の構築に対する支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター^(※)等との連携の促進を図ります。
- ◎ 児童生徒の抱える問題や課題が複雑化・多様化している中で、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援します。

また、経済的な困窮や虐待、ヤングケアラー^(※)など福祉的な支援を必要とする児童生徒への対応では、市町村、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー^(※)などの関係機関等と連携しながら、包括的な支援体制の整備を図ります。

(2) 主な取組

① 包括的な相談支援体制の構築

- 市町村が取り組む、各地域の実情に応じた包括的な相談支援体制づくりを支援します。

- ・ 多職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「包括的相談支援体制」の市町村単位での構築を促進します。(再掲)

- ・ 市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター^(※)、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。

また、市町村が様々な資源を活用し、相談支援体制の整備を進めることができるよう、人材活用等の好事例の情報提供等の支援を行います。

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカー^(※)を配置・活用し、市町村における教育相談体制の整備・充実を図ります。

- 子ども又はその保護者の身近な場所で，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施します。
- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し，子育てについて相談，情報の提供，助言その他の援助を行います。

② 地域課題の解決体制の構築

- 住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築を図ります。
 - ・ 小学校区などの範囲において，自治会，NPO，企業など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる「コミュニティ・プラットフォーム」づくりや，その活動の充実に向けた市町村の取組を促進します。
また，このコミュニティ・プラットフォームを活用し，多様化・複雑化する福祉ニーズを住民が主体的に把握し，解決を試みることができる体制の構築を促進します。
-
- 多様な主体との協働により持続可能な地域づくりに向けた取組を促進します。
 - ・ 地域コミュニティ，NPOなど多様な主体との協働により地域課題の解決を図り，持続可能な地域づくりに向けた取組を促進します。
 - ・ 住み慣れた地域で高齢者等の在宅生活を支えるため，地域見守りネットワークや元気な高齢者をはじめ，住民主体の活動，NPO，社会福祉法人，社会福祉協議会，地縁組織，協同組合，民間企業，老人クラブ，シルバー人材センターなどの多様な主体による体制を構築します。
 - ・ 互助を基本とした生活支援等のサービスが創出されるよう，市町村が中心となった地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を支援します。

<p>③ 拠点機能の強化</p> <p>○ 高齢者の総合的な支援の調整を行う地域包括支援センター^(※)を中心とした地域包括ケアの推進体制を強化します。</p> <hr/> <p>○ 障害者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、各市町村における基幹相談支援センター^(※)の設置を促進します。</p> <p>また、地域の自立支援協議会や、障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」を活用して、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター^(※)等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。</p> <hr/> <p>○ 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター^(※)の設置を促進します。</p> <hr/> <p>○ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合窓口の設置や、関係機関・団体による支援ネットワークの整備など、関係機関・団体が一体となった取組を進めます。</p> <p>○ 中山間地域等において、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、集落の枠組みを超えて支え合う仕組みづくりなどを促進します。</p>

県の主な取組・支援等

【包括的な相談支援体制の構築】

- ・ 生活支援コーディネーター^(※)の計画的な人材育成及び資質向上を図るとともに、生活支援体制整備事業における研修の実施、取組好事例集の作成・提供等を行うことにより、県内における生活支援サービス提供体制づくりを推進します。

【地域課題の解決体制の構築】

- ・ 地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供するため、地域コミュニティの再生・創出の取組を促進します。

- ・ 共生・協働による地域社会づくりの担い手となるNPO、地域コミュニティ等の多様な主体による地域課題の解決に向けた活動の活性化を図るため、ふるさと納税制度を活用して、その活動に必要な経費の一部を助成します。
- ・ 少子高齢化等に伴う様々な課題解決に向けて、NPO等から企画提案のあった事業を、県がNPO等と協働して取り組むことにより、地域に根ざした共生・協働の取組を推進します。
- ・ 多様な主体との協働により地域課題を解決し、持続可能な地域づくりに向けた取組を促進するため、アドバイザーの知見等を生かしたシンポジウムや助言・支援を実施します。
- ・ 官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するための生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業構築委員会^(※)において、子ども食堂、フードバンク、NPO法人及び自立相談支援機関等と連携し、生活困窮者の自立の促進を図ります。(再掲)
- ・ 人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりを創出するため居場所づくりなどの取組を促進します。

【拠点機能の強化】

- ・ 地域包括支援センター^(※)に携わる職員等に対して研修を実施し、職員の資質向上を図り、センターの適切な運営及び機能強化を図ります。
- ・ 障害者への相談支援体制の構築・充実を図るため、県自立支援協議会及び障害保健福祉圏域ごとの地域連絡協議会を設置・運営し、地域における相談支援体制の構築・充実を図ります。
- ・ 女性健康支援センターを設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠、出産についての悩み等、女性の健康に関する情報提供や相談指導を行います。
- ・ 市町村に対し、こども家庭センター^(※)の設置を働きかけます。
- ・ 不妊専門相談センター専門相談窓口において、不妊治療等についての医師、助産師による電話相談やメール相談を実施するほか、一般相談窓口として保健所で相談に対応します。
また、不妊相談従事者の専門性向上のため、研修会を開催します。
- ・ 不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどの総合相談窓口である「かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支

援センター)」や「かごしま子ども・若者支援地域協議会」の運営及び支援活動などを行います。

また、スクールソーシャルワーカー^(※)等を活用しながら、学校・教育委員会と連携を図ります。

- ・ 難病相談・支援センターを拠点に、関係機関と連携を図りながら難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るため、患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行います。

また、難病患者就職サポーター（鹿児島県ではハローワークかごしまにサポーターを配置）等と連携した就労相談や、支援者・当事者向けの難病患者就労支援セミナーを開催します。

3 県社会福祉協議会等との連携

(1) 施策の方向性

- ◎ 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター^(※)等と連携を図ります。

(2) 主な取組

多様な主体との連携促進

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等の様々な専門機関による連携の促進を図ります。<ul style="list-style-type: none">・ 県社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核として、社会福祉研修事業及び社会福祉人材センター事業などによる福祉・介護人材の養成・確保、ボランティア活動の推進、福祉サービス利用支援事業や苦情解決事業などの在宅福祉サービスの実施、福祉教育など、多様な地域福祉活動を主体的に実施しています。<p>県としても各種事業への補助等を行い、その活動を支援してきたところであり、今後も県社会福祉協議会の基盤強化等への支援を行っていきます。</p>・ 県社会福祉協議会は、地域福祉推進のためのネットワークの中心となり、関係機関と相互に連携を図りながら、市町村社会福祉協議会等の育成支援に当たっており、その広域的な活動を支援します。・ 社会福祉法人、医療法人等、様々な関係団体の多様な主体の自主性・自立性を尊重し、連携を図ります。 |
|--|

＜地域住民等による地域づくりの好事例一覧＞

I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり

1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援

【事例1】助け合いの精神「高齢者を地域ぐるみで支える仕組みづくり」

荃永地区自治公民館（南種子町）

【事例2】高齢者の憩いの場である「高齢者いきいきサロン」
一ツ木公民会（さつま町）

【事例3】家族と地域の力で支える子育て支援活動
NPO法人子育てふれあいグループ自然花（枕崎市）

【事例4】地域♡子育て支援～親子と高齢者の居場所づくり～
地域♡子育て支援サロンMOMOカフェ（志布志市）

2 生活困窮者への支援

【事例5】生活困窮者自立支援に向けた社協の取り組み
始良市社会福祉協議会（始良市）

3 重層的支援体制整備の支援

【事例6】高校生・大学生によるコロナ禍の居場所づくり事業
一般社団法人Saa・Ya（鹿児島市）

4 権利擁護の推進

【事例7】権利擁護の推進に向けた取り組み
おおすみ地域成年後見センター（肝付町）

5 福祉のまちづくりの推進

【事例8】ドライブサロン+（プラス）事業
鹿屋市社会福祉協議会（鹿屋市）

【事例9】朝陽たのしいお買い物クラブ
朝陽地区コミュニティ協議会（薩摩川内市）

6 孤独・孤立に対する支援

【事例10】おじさんたちのうんまカレー食堂（男性の料理教室）
野田地区コミュニティ協議会（出水市）

7 その他の支援

（居住支援）

【事例11】徳之島における居住支援活動について
社会福祉法人南恵会（天城町）

（再犯防止）

【事例12】勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整における関係
機関との連携による取組
鹿児島保護観察所（鹿児島市）

II 地域福祉を支える担い手づくり

【事例13】在宅福祉アドバイザー事業
与論町ともしびグループ（与論町）

【事例14】有償ボランティア「お助け隊あったかくマン」
（高齢者等への支援）
高隈地区コミュニティ協議会（鹿屋市）

III 市町村における体制づくりへの支援

【事例15】食の支援事業
いちき串木野市社会福祉協議会（いちき串木野市）

【事例16】行政に頼りきらない地域住民による地域づくり
鴨池校区コミュニティ協議会（鹿児島市）

【事例17】山重お助け隊事業
山重校区コミュニティ連絡協議会（志布志市）

【事例18】集落における助け合い活動（住みなれた集落でいつま
でも暮らし続けられる地域活動）
川内有償ボランティア（龍郷町）

【事例 1】

団体名	荃永地区自治公民館（南種子町）
活動名	助け合いの精神「高齢者を地域ぐるみで支える仕組みづくり」
取組に至った経緯	水田の荒廃化，中学校廃校による子育て世代の減少，赤米神事の伝承継続への危機感が契機となり，地区一帯となったむらづくり活動が進んでいきました。その活動の一環として，高齢者を地域ぐるみで支える体制づくりの実施に至りました。
取組内容	<p>独居高齢者へ「今日も元気です」と記載した黄色い旗を配布し，毎日玄関先に掲げてもらう取組を行っています。</p> <p>また，高齢者の生きがいづくりや外出機会の創出のため，草切節・めでた節などの民謡伝承活動を行うとともに，体操教室や若手ボランティアグループとの食事会を開催するなど，高齢者を地域ぐるみで支える体制づくりに取り組んでいます。</p>
活動の成果	自分たちの地域を住みやすくしようという自助努力や相互扶助の精神が培われ，高齢化が進む中，地域ぐるみで高齢者を支え合う活動に取り組み，生まれた場所で安心して暮らせる仕組みづくりにも寄与しています。



高齢者との食事会



若手グループによる高齢者への食事作り

【事例 2】

団体名	一ツ木公民会（さつま町）
活動名	高齢者の憩いの場である「高齢者いきいきサロン」
取組に至った経緯	少子高齢化などの影響により、集落ぐるみの農業生産活動や高齢者等が共に協力し合い、住民が安心して暮らせるむらづくりに取り組むことが必要とされ、その活動の一環として、高齢者の憩いの場である「高齢者いきいきサロン」の実施に至りました。
取組内容	地域の女性によって、高齢者の憩いの場である「高齢者いきいきサロン」が開催され、茶話会や健康づくり体操（ころばん体操）等を実施しています。
活動の成果	地域住民の集う場の提供により、高齢者の孤立防止や引きこもり防止につながり、地域で高齢者を見守る活動にもなっています。



高齢者とともに健康作り体験

【事例3】

<p>団体名</p>	<p>NPO法人子育てふれあいグループ自然花（枕崎市）</p>
<p>活動名</p>	<p>家族と地域の力で支える子育て支援活動</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>私たちが日々の活動の中で大切にしていることは「暮らし」。暮らすことの大切さを知ってほしいという想いが活動の原点です。</p> <p>また、子育てにおいて大切なのは家族の持つそれぞれの役割や人と人とのつながり。集落の方々が伝承してきた知識や伝統、温かな心、そして豊かな自然。これらの財産を、次代を担う子供たちへの子育て支援に結びつけたいという想いから活動を始めました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>少子高齢化が進む地区で、地域資源を活用した子育て支援策として、農業体験活動や昔ながらの暮らし方に取り組んでいます。この活動に参加する子供たちの声が地区内の高齢者を動かす力となり、地域を巻き込んだ形での活動となっています。</p>
<p>活動の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子供だけでなく、親子の体験活動も推進することにより、それぞれの「役割」に対する認識を深めています。 ・この役割を地域の高齢者も担うことにより、高齢者の生きがいづくりに寄与しています。 ・体験活動を通して、当該地区へのUターン者や移住者が増えつつあります。

【事例 4】

<p>団体名</p>	<p>地域♡子育て支援サロン MOMOカフェ（志布志市）</p>
<p>活動名</p>	<p>地域♡子育て支援 ～親子と高齢者の居場所づくり～</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>当団体の代表は、平成30年4月にふるさとである志布志市の“地域おこし協力隊”として志布志市へUターンしてきました。自身が子育てをしているからこそ、市外にはあって志布志にはないものが見え、移住者やシングルマザーが“いざというとき”に頼れる子育て支援施設や政策などが必要であると感じ、市に相談したところ、そのような計画がないことを知りました。そこで、自身でできる子育て支援をしようと、古民家を借り、DIYなどで整備して、令和3年5月5日の“こどもの日”に『地域♡子育て支援サロン MOMOカフェ』をオープンしました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>毎週木曜日、第1・3日曜日が基本のオープン日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集いの場づくり(親子カフェ) ・ベビーマッサージ教室&ママ友交流会【第1木曜日】 ・オレンジほっとカフェ(認知症カフェ)【第2・4木曜日】 ・子ども連れ可能なエステサロン【木・土の午前中】 ・託児(日中・夜間・お泊り)【予約のあった日】 ・市外事業所内でのキッズスペース運営【依頼に応じて】 ・お誕生日&おはなし会【第3日曜日】 ・季節イベントの開催 ・市内外への読み聞かせ、イベント企画運営、司会等
<p>活動の成果</p>	<p>オープンから2年半が経ち、地域外や県外からの利用やSNSでの問い合わせも増えてきました。MOMOカフェのような集いの場や子育て支援がしたいという方が、これまでに5組視察に来られました。</p> <p>コロナ禍にオープンし、利用者が1日に0人の日もありましたが、今では年間の月平均の利用人数が110名(年間1,300名以</p>

上), 託児利用者13名(年間150名以上)になりました。

今年度から, オレンジほっとカフェもスタートし, 赤ちゃんやママと高齢者(92歳の方も参加)のふれあいの場にもなっています。

夜勤や出張, 緊急なことで夜間預かりやお泊り預かりの需要が増えておりますが, アットホームな環境でお預かりしていることから, 預かりの子を保育園へ送迎する際には「今日もMOMOCafeに帰ってきていいの?もっと遊びたい!」など, お話ししてくれる子もいます。託児依頼者へは, LINEのノート機能を活用して, 報告文と共に, お子様の写真や動画をお送りすることで, 安心して預けていただき, 必要な際の託児レポートにつながっています。

初めは1人でスタートした活動ですが, 今では託児や読み聞かせ, カフェ整備など多くの方にボランティアでご協力いただき, 皆で助け合える場所となりました。普段は必要のない場所でも, いざという時に助けを求めて駆け込める, みんなの居場所となれるよう, これからも運営していきたいと思えます。



【事例5】

<p>団体名</p>	<p>始良市社会福祉協議会</p>
<p>活動名</p>	<p>生活困窮者自立支援に向けた社協の取組み</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>生活困窮者自立相談支援法に基づき、平成27年7月に自立相談及び就労準備事業を実施し、平成29年7月から家計相談及び学習支援事業を実施しています。</p>
<p>取組内容</p>	<p>地域住民、企業、行政関係機関及び民生委員等と協力し、生活改善、コミュニケーション能力の向上を図り、社会参加を促しています。</p> <p>また、学校でも塾でもない新しい居場所を提供し、子どもの見守り活動に繋げたり、地域課題の複雑化・複合化で多様化する問題を抱え込む支え手側を支援しています。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>地域の資源を活用し生活困窮者を自立への道へ導いており、子どもの基礎学力向上のみならず、新しい自分を見つける場所として大人の居場所にもなっています。</p>

【事例6】

<p>団体名</p>	<p>一般社団法人Saa・Ya（鹿児島市）</p>
<p>活動名</p>	<p>高校生・大学生によるコロナ禍の居場所づくり事業</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>令和3年度に県事業「高校生・大学生によるコロナ禍の居場所づくり事業」を活用し、県内4圏域（鹿児島・南薩・北薩・大隅）において、高校生・大学生が主体となって、悩みや困りごとを抱える同世代の居場所を企画・運営しています。</p>
<p>取組内容</p>	<p>本事業での「居場所」とは、自分の意思で集まり、遊びや交流を通じて自分らしく安心して過ごせる、社会に開かれた公共的な場所や機会と設定しています。</p> <p>子ども・若者それぞれが必要とする居場所のあり方は、それぞれに参加する子ども・若者で考えて運営するをモットーとし、大人はそのサポートを行いました。</p> <p>「ふぁみりんぐ」～第二の実家のような温かさを感じる居場所～（鹿児島） https://www.instagram.com/kagoshima_ibasyo/?r=nametag</p> <p>「みんなのおうち鮫島邸」～大人から子どもまで気軽に集まる場所～（南薩） https://www.instagram.com/mnut_smsm/?igsh=MzRIODBiNWFIZA%3D%3D</p> <p>「いずみ学生つむぎ隊」～「地域を盛り上げたい！」という想いで運営～（北薩） https://www.instagram.com/tsumugi___269/?igshid=MmIzYWVINDQ5Yg%3D%3D</p> <p>「プナヘレ」～誰でもゆっくり過ごせる10代によるオンラインの居場所～（大隅）</p>

<p>活動の 成果</p>	<p>運営に関わった高校生・大学生にとっても自分たちの「居場所」となるものになり、以後もその活動が引き継がれ、居場所作りを続けることができます。また、ここで経験したことが就職や進学先での経験につながり、それが活かされているという声も届いています。</p> <p>参加している子どもたちについても、それぞれ「自分の居場所」と感じている様子がその後のSNS等で見ることができおり、主体的かつ安心して過ごせる居場所の重要性を実感するものとなっています。</p> <p>今回の取組については「子ども・若者が主役 高校生・大学生による居場所のつくり方」として報告書を作成、各学校へ配布しました。</p> <p>県HPにも掲載しています。 https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/ibasyonotukurikata.html</p>
-------------------	--

【事例 7】

<p>団体名</p>	<p>おおすみ地域成年後見センター（肝付町）</p>
<p>活動名</p>	<p>権利擁護の推進</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>大隅 5 町で「生まれ育った地域で、高齢者や障がい者が最後まで尊厳を持って自分らしく生活していただきたい」との共通認識として持ち、平成30年から協議会及び検討会を重ね、令和 5 年 4 月に開所したものです。</p>
<p>取組内容</p>	<p>大隅 5 町（行政）と社協が協働し成年後見制度を原則とした権利養護の広報及び相談をはじめ、後見人の育成及び後見等開始の審判申立支援を実施し、住民の権利擁護に資しています。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>認知症や知的障がい、精神障がい等によって、契約や物品購入といった法律行為を行う事に不安を抱える住民に対し、成年後見制度の普及及び啓発をすることで、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる安心感や各種サービスを提供できています。</p>

【事例 8】

<p>団体名</p>	<p>鹿屋市社会福祉協議会</p>
<p>活動名</p>	<p>ドライブサロン+（プラス）事業</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>鹿屋市社会福祉協議会では、市内の社会福祉法人と連携・協働しドライブサロン事業を実施し住民に対し買物支援を行っていますが、行政が実施するコミュニティバスやドライブサロンに参加できない住民がアンケートにより一定数いることが分かり、現行のドライブサロンに買物支援を加えました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>地域の運転ボランティアを募り、鹿屋市内の自動車学校と連携しドライバーを養成しています。車両は、社協が主体となりリース契約にて調達し、貸し出しています。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>買物支援の強化だけでなく、『買物困難地域の住民が自ら買物問題を解決できるように』と社協として地域の互助力向上に一役買っており、この取り組みを契機にすることで、鹿屋市の買物弱者対策に繋がっています。</p>

【事例 9】

<p>団体名</p>	<p>朝陽地区コミュニティ協議会（薩摩川内市）</p>
<p>活動名</p>	<p>朝陽たのしいお買い物クラブ</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>薩摩川内市朝陽地区では、ドライブサロン等既存の買物支援を実施していましたが、「ご近所支え合いマップ」を作成したことで、地区内にドライブサロンでの長距離移動での体力が無く利用できない高齢者がいることが判明し、検討を重ね事業所の協力を募ったところ、現行のドライブサロンに加え企業による買物支援に繋がりました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>企業の協力のもと、事前に購入したいものを注文しています。商品が届くまでは、地域のボランティアの協力で季節の絵手紙や脳トレを実施しています。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>「商品をお自分の目で見たい」という高齢者の思いを尊重しているだけでなく、移動手段が無いために外出できないという高齢者のフレイル予防にもつながっています。</p> <p>また、脳トレ等のサロンを行うことで、参加者間の会話が弾み、認知症防止や参加者の安否確認（見守り）にも繋がっています。</p>

【事例10】

<p>団体名</p>	<p>野田地区コミュニティ協議会（出水市）</p>
<p>活動名</p>	<p>男性の料理教室（おじさんたちのうんまカレー食堂）</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>地区内に住む男性独居高齢者の栄養状況を危惧された、2層生活支援コーディネーター（地区内特養職員）が、ボランティアの力を借りて、始めた取組です。</p>
<p>取組内容</p>	<p>メニューも自分達で決め、食材も協議会で寄付を募り、男性の料理教室で磨いた腕を地区内の小学生・中学生に振るい、併せてレクリエーションをして交流を深めました。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>地区内に住む高齢者と小・中学生が「料理」と「レクリエーション」で交流を図ることで、多世代交流を図ることができただけでなく、独居高齢者の生きがいを増やすことができました。</p> <p>また、小・中学生への福祉教育に繋げることができました。</p>

【事例11】

<p>団体名</p>	<p>社会福祉法人 南恵会（天城町）</p>
<p>活動名</p>	<p>徳之島における居住支援活動について</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>当法人は、昭和53年に徳之島にて設立し、障害者支援施設徳州園を開設以降、「共助・共感・共栄・共和」の基本理念の元、島内にて複数の福祉施設等を開設し、様々な福祉活動に取り組んで参りました。</p> <p>活動の一環として、一時生活支援事業を行う中で、多くの住居に困っている方や生活に困難を抱えている方の相談を目の当たりにして、徳之島の住まい問題には、居住支援が必要だと痛感し、令和元年11月に居住支援法人の指定も受け、さらなる居住支援活動に取り組むことにしました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>当法人では、住まいに関する相談窓口を設置し、いつでも相談対応ができるようにしています。</p> <p>入居前相談では、刑務所出所者や障がい者向け支援、入居中相談では定期的な見守り、入居後の相談・就労支援・生活指導もあわせて実施し、また、孤立・孤独対策として、入居中の見守りや生活相談、就労支援なども行っています。</p> <p>住宅確保要配慮者に対しては、一時的な住居の提供や緊急相談対応を行い、相談者のニーズに応じて必要なサービスが受けられるよう、関係機関との連携のもと、住宅確保に努めています。</p> <p>令和3年に設立した「とくのしま居住支援協議会」では、事務局を担当し、徳之島三町の広域的な居住支援活動にも取り組んでいます。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>行政や関連機関を介した相談件数の増加から、当法人の島内における認知度が上がってきていることを実感しています。</p> <p>また、定期的な見守りや相談対応を行うことにより、クレー</p>

マナー的な入居者に対する大家や関係機関との関係性が良好となった、との事例も見受けられるようになりました。

さらに、当法人では、入居者への定期的な訪問と地域行事への参加呼びかけを行い、くらすぽ・地域サロン・地域の方と共同で、お茶会・バーベキュー・カラオケ大会などを開催し地域交流を促し、地域との共生協働にも取り組んでいます。

とくのしま居住支援協議会では、三町の課題取りまとめと住宅セーフティネット制度の周知・広報活動に取り組み、島内における居住支援活動の醸成を図っています。



とくのしま居住支援協議会による大家と空き家の所有者・不動産業者向け研修会

【事例12】

<p>団体名</p>	<p>鹿児島保護観察所（鹿児島市）</p>
<p>活動名</p>	<p>勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整における関係機関との連携による取組</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>保護観察所では、平成27年度から、検察庁との連携により、起訴猶予処分、懲役若しくは禁固につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、又は罰金若しくは科料の言渡しにより釈放される場合、保護観察において更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的に生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援を行う取組（更生緊急保護の重点実施等）を実施してきました。</p> <p>令和3年度から地域生活定着支援センターと連携して行う支援の手続きを追加するなどの見直しが見直しがなされ、被疑者・被告人等の段階から保護観察所と関係機関が連携を図りながら支援に取り組むこととなりました。</p> <p>現在、更生保護法が改正され、「検察庁等と保護観察所との連携による勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整」として関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。</p>
<p>取組内容</p>	<p>1. 関係機関との定期的な協議</p> <p>(1) 総括的運用等における協議</p> <p>勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整における効果的かつ効率的な運用・連携を図るため、鹿児島県、鹿児島県地域生活定着支援センター、鹿児島県弁護士会、鹿児島地方検察庁、鹿児島保護観察所の担当者が定期的に集い、積極的に意見交換を行っています。</p> <p>(2) 実務者レベルにおける協議</p> <p>鹿児島県地域生活定着支援センター、更生保護施設、自立準備ホーム、鹿児島保護観察所の実務担当者が定期的に集い、個々のケースに応じた円滑な支援等に取り組めるよう社会資源の情報共有を図る他、様々な視点から積極的に協議を行うことで互いの資質の向上に取り組んでいます。</p>

	<p>2. 調整等取組内容</p> <p>鹿児島地方検察庁から鹿児島保護観察所に依頼のあった勾留中の被疑者等の生活環境調整の対象者に対し、鹿児島保護観察所の保護観察官が面談調査を実施し、必要な支援等を検討し、釈放後の居住先などの調整を図っています。その面談調査において、高齢や障害がある対象者など必要に応じ、鹿児島県地域生活定着支援センターや更生保護施設等の職員が同席して連携を図りながら調整を行っています。</p> <p>そして、対象者が釈放後、鹿児島保護観察所に対し、更生緊急保護の申出があれば、ただちに関係機関とともに必要な支援等を行っています。</p>
<p>活動の 成果</p>	<p>鹿児島地方検察庁から依頼のある対象者の多くは、ホームレス状態で事件を起こしてしまっているケースが多く、生活環境の調整を実施したことにより、釈放後の一時帰住先として更生保護施設等へ入所し、必要に応じて就労や医療機関や福祉サービスの利用調整を支援することで、生活の安定を図ることができています。また、更生保護施設等退所後の自立先確保に向け、居住支援法人等の協力を得ながら取り組んでいるケースもあります。</p> <p>さらには、対象者によっては、更生保護施設等退所後も鹿児島県地域生活定着支援センターや更生保護施設の職員が訪問するなどしてフォローアップすることで安定した生活が維持できるよう社会復帰支援に取り組んでいます。</p> <p>これらの取組により、再犯の防止につながっています。</p>



更生保護キャラクター鹿児島ver.
「ホゴどんとツン」

【事例13】

<p>団体名</p>	<p>与論町ともしびグループ</p>
<p>活動名</p>	<p>在宅福祉アドバイザー事業</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>与論町は、鹿児島本土から南へ600km海を隔てた周囲23kmの島で、町内の2,634世帯のうち1,253世帯が単身世帯となっており、独居高齢者も増加の一途をたどっています。</p> <p>今後も更なる高齢化が予想されることから、地域全体で協力して高齢者等の生活を支えようと、高齢者の見守り活動などに取り組んでいます。</p>
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみで暮らしている方などを「要援護者」として月に1回訪問し、声掛けや安否確認などを行っています。 ・ 訪問先では見守り活動に加えて、行政とも連携しながら、健康づくりや介護予防、在宅福祉サービス等に関する相談対応や助言も行っていきます。 ・ 活動員の年齢層は10代から70代までと幅広く、職業も学生や主婦、美容師、看護師など、多様な人材が活躍しています。 ・ 活動員は、それぞれ居住する集落を担当地区として活動していますが、令和4年度からは担当地区を持たない「フリー活動員」を新設し、町内各地域のニーズにあわせて柔軟に活動しており、与論町全域での「自律型でやさしい地域包括ケアシステム構築」を目指します。 ・ なお、活動には、高齢者の生活支援活動等のボランティア活動にポイントが付与される「介護人材確保ポイント事業」を活用し、活動員のモチベーション向上を図っています。
<p>活動の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地道な活動で住民同士が顔なじみとなり、要援護者が気軽に相談できる関係を構築することにより、要支援状況の早期発見や潜在ニーズの発掘につながっています。

- ・ 活動員も、要援護者の生活に寄り添うことで新たな気づきや学びを得ており、自律的で優しい人材育成につながる風土が醸成されています。



活動風景

【事例14】

<p>団体名</p>	<p>高隈地区コミュニティ協議会（鹿屋市）</p>
<p>活動名</p>	<p>有償ボランティア「お助け隊あったかくマン」 （高齢者等への支援）</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>少子高齢化の進行及び人口減少に伴い、買い物や病院等への交通手段の不安等の課題を抱えており、課題解決のため「高隈地区まちづくり計画書」を策定し、計画を実現するために高隈地区コミュニティ協議会を設立しました。 その活動の一環として、地域住民にアンケートを実施し、有償ボランティアの実施に至りました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>有償ボランティア活動に意欲のある隊員を募り、お助け隊「あったかくマン」を創設し、大工仕事や庭仕事、買物支援等、住民の困りごとを有志10名がお手伝いする仕組みを構築し、活動しています。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>有償での生活支援である「お助け隊あったかくマン」の創設は、持続可能な生活支援を実現しています。小学生等の若い方も参加を希望するなど、幅広い世代で実施されており、地域への愛着を育む場にもなっています。</p>



事業開始式



活動風景

【事例15】

<p>団体名</p>	<p>いちき串木野市社会福祉協議会</p>
<p>活動名</p>	<p>食の支援事業</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>令和3年3月に開催予定だったボランティアフェスティバルの中止により余った食材をどうにかして有効活用したいという思いから、コロナ禍で生活に困っている地域住民に配付してはどうだろうかと一般市民やNPO法人等にも食材の寄付を呼びかけ、募集を開始しました。</p> <p>多くの食材が集まり、配られた方々にも大変好評であったことから、継続した食料支援への取り組みを検討し、毎月1回「食の支援事業」として続けることとなりました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>NPO法人、企業及び地域住民からいただいた支援食料を民生委員、医療、介護、福祉の専門職の協力のもと梱包、支援が必要な世帯へ配布しています。</p>
<p>活動の成果</p>	<p>普段はなかなかアプローチしづらいものの、支援が必要と思われる世帯に、この食料支援を通じアプローチでき、潜在的な課題に気づくことができます。</p> <p>また、長期保管できない生鮮食品を子ども食堂へ提供する等様々な地域のステークホルダーと関係を深めることにも繋がっています。</p>

【事例16】

団体名	鴨池校区コミュニティ協議会（鹿児島市）
活動名	行政に頼りきらない地域住民による地域づくり
取組に至った経緯	元々地域住民の繋がりが強い校区でしたが、過去の震災被害を学ぶ中で、行政に頼りきらない住同士の支え合いを更に強固なものにしようと平成30年4月に発足しました。
取組内容	福祉部会をはじめ、社会教育部会、青少年育成部会といった多様な部会を設け、公助に頼りきらない互助活動を展開しています。
活動の成果	校区の児童及び生徒の見守り活動や交通安全活動、夏祭りといった行事を住民主体で企画・実施し、個人商店や企業といった地域資源も活用して、地域住民が安心して暮らせる校区となっています。

【事例17】

<p>団体名</p>	<p>山重校区コミュニティ連絡協議会（志布志市）</p>
<p>活動名</p>	<p>山重お助け隊事業</p>
<p>取組に至った経緯</p>	<p>山重校区公民館では、これまで、ふるさとまつりのイベント開催や国道守り隊として、通学路の清掃活動を行っており、福祉事業につきましては、福祉の集いや年6回の給食サービス事業を行ってきたところです。</p> <p>令和4年度から山重校区公民館から山重コミュニティ協議会に移行する際に、校区民アンケート調査を行った結果、（令和3年7月実施・回答者443世帯）高齢者の方は、身の回りや環境面で不安や困りごとが多く、近い将来には家庭でも地域でも困りごとが多くなり、助け合いの社会づくりが必要であるという分析結果となりました。</p> <p>また、ボランティアについては、利用したい人とサポーターとしてボランティアに参加したい人も多いという結果となりました。</p> <p>今後の高齢化社会へ向けて、高齢者の困りごとをお手伝いするために、「山重お助け隊」の組織をつくり活動をしていくことに決定しました。</p>
<p>取組内容</p>	<p>この事業は、山重校区コミュニティ協議会の健康福祉部の山重お助け隊事業として、山重お助け隊事業としてスタートしています。</p> <p>具体的な内容としては、高齢者等の方がかねての生活で困っている「ごみの分別」「話し相手」「掃除」「身の回り」「草取り」「調べもの」などについて、校区内のサポーターがお手伝いするというものであります。</p> <p>サービスを利用するには、会員に登録いただいた上で、困ったときにお電話いただき、サポーターが2名体制で訪問してお手伝いを行います。</p> <p>有償でのボランティアとして、1回のサービスについては、</p>

	<p>30分で300円。2人で作業した場合は、600円となります。</p> <p>「山重お助け隊」の現在の会員につきましては、利用したい高齢者等会員が4名となっており、現在、校区内新聞などで利用者の声かけをしています。</p> <p>支援をするサポーターは、民生委員、ボランティアグループ及び団体職員など現在サポーターが約20名となっております。</p> <p>サポーターの方からは、いずれお世話になるかもしれないので、今のうちにできるボランティアことをしておこうという話を聞いているところです。</p>
<p>活動の 成果</p>	<p>先日は、家の裏が雑草に覆われており草刈りをお願いしたいとの依頼があり、3人で1時間の作業を行いました。作業後は、大変きれいになり、依頼された方も喜ばれておりました。</p> <p>つぎは、家周りのかたづけの依頼がきておりますので、2チーム編成で作業を行う計画であります。</p> <p>まだ始まったばかりの「山重お助け隊」でありますので、皆様の意見を聞きながら無理のない範囲で進めていきたいと考えております。</p>



活動風景

【事例18】

団体名	川内有償ボランティア（龍郷町）
活動名	集落における助け合い活動 （住みなれた集落でいつまでも暮らし続けられる地域活動）
取組に至った経緯	平成23年に集落の地域福祉推進員（当時5名）により「地域支えあいマップ」づくりをし、集落内において高齢者だけでなく気になる人（見守り等を要する人）の存在や、互助活動の必要性などの課題が見え、集落における助け合い活動について検討しました。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人の集まる場の提供（どうくさサロンの開催で昼食の提供やグランドゴルフ、お楽しみ会の開催など） ・火の用心の呼びかけと夜の見守りをかねた夜回り活動。 ・ちょっとした困り事の手伝い（買い物代行、ゴミ出しなど） <p style="text-align: center;">↓</p> <p>遠慮や過度なお礼等の課題から有償化（10分100円～）現在、更なる活性化と次世代につなぐために「住民参加型福祉サービス支援事業」に参加しています。</p>
活動の成果	<p>夜回り活動をしながら、気になる人や困り事を抱えた人について情報の共有と支援活動について話し合う機会が増え、顔の見える関係作りにつながりました。</p> <p>10年以上続けている活動で「ちょっとした困り事の手伝い」については、令和4年から有償ボランティアサービスにしたことにより、困り事が頼みやすくなりました。集落の互助力の向上につながりつつあります。</p>



活動風景

【資料編】

1 鹿児島県地域福祉支援計画における成果指標一覧

	項目	現状	目標	区分
1	「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	10% (R3年度)	13% (R8年度)	高齢者
2	チームオレンジを整備する市町村数 ※ 地域において認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人本人やその家族を支援する仕組み	8市町村 (R4年)	全市町村 (R7年度)	高齢者
3	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、具体的なサービスの創出や、関係者間において具体的な協議の対応を行っている市町村数	23市町村 (R4年)	全市町村 (R8年度)	高齢者
4	認知症サポーターの養成数	204,362人 (R5.3)	233,000人 (R8年度)	高齢者
5	地域生活支援拠点等の数 ※ 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点	5か所 (R5.12)	43市町村 (R8年度)	障害者
6	地域生活移行者数	45人 (R4年度)	197人 (R8年度)	障害者
7	保育所待機児童数	61人 (R5.4)	0人 (R6年度)	子育て
8	放課後児童クラブ待機児童数	162人 (R5.5)	0人 (R6年度)	子育て
9	周産期死亡率（出産千人対）	2.5 (R4年)	2.5以下 (R11年度)	子育て
10	新生児死亡率（出生千人対）	0.7 (R4年)	0.7以下 (R11年度)	子育て

	項目	現状	目標	区分
11	乳児死亡率（出生千人対）	2.5 (R4年)	1.8以下 (R11年度)	子育て
12	小児死亡率（15歳未満人口10万人対）	22.6 (R4年)	19.2以下 (R11年度)	子育て
13	在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所数	330 (R3年度)	390 (R11年度)	高齢者
14	病児保育事業の実施箇所数	44箇所 (R4年度)	47箇所 (R6年度)	子育て
15	地域子育て支援拠点の実施市町村数	39市町村 (R4年度)	全(43)市町村 (R6年度)	子育て
16	保育の質の向上のための研修総受講者数	1,912人 (R4年度)	3,300人 (R6年度)	子育て
17	K6（こころの状態を評価する指標）の合計得点が10点以上の者の割合	8.7% (R4年度)	7.7% (R15年度)	自殺対策
18	自殺死亡率（人口10万人対）	20.3 (R4年)	13.3以下 (R8年)	自殺対策
19	居住支援協議会を設立した市町村数	2市3町 (R5年)	10市町村 (R12年度)	居住支援
20	刑法犯検挙者中の再犯者数	959人 (R5年)	767人 (R10年)	再犯防止
21	地域福祉計画を策定している市町村数	31市町村 (R5.4)	全市町村 (R10年度)	地域福祉計画

2 用語説明

あ

○ ICT<アイシーティ>

情報通信技術のこと。情報通信分野の機械や装置に関する技術からそれらを活用する技術まで広い概念で使用。

う

○ ウェブアクセシビリティ

障害者や高齢者等，ホームページなどの利用になんらかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて，誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

え

○ SNS<エヌエヌエス>

Facebook, X (旧Twitter), LINE, Instagramなど，インターネット上で人と 人とのつながりを維持・促進する様々な機能を提供するサービス。Social Networking Serviceの略。

き

○ 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し，地域の実情に応じて相談支援事業者への専門的指導，助言等の業務を行う。

○ キャラバン・メイト

キャラバン・メイト養成研修を修了し，「認知症サポーター養成講座」の講師となる人。

こ

○ 子育て支援員

都道府県又は市町村が実施する研修（基本研修・専門研修）を修了し，保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で，必要な知識や技術等を習得したと認められる方のことで，受講修了者は，全国共通の子育て支援員として認定される（国家資格ではない）。

- こども家庭センター
子育て世代包括支援センター（母子保健）と 子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦，子育て世帯，子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。
- 困難な問題を抱える女性
性的な被害，家庭の状況，地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）。

さ

- 支え合いマップ
地域の「気になる人」（支援を必要とすると考えられる人）とその人への住民の関わりをマップ（地図）に落とし込み，支え合い活動の実施状況や支援の不足している状況を把握し，その地域の取り組み課題を抽出するもの。
- サービス付き高齢者向け住宅
高齢者が安全に安心して居住できるよう，バリアフリー化され，安心できる見守りサービスの利用が可能な高齢者向け賃貸住宅。

し

- 市町村障害者虐待防止センター
障害者本人や養護者，周囲の人からの障害者虐待に関する疑問や悩みなどの相談を受け付け，また，家庭や職場，障害者福祉施設などの場で，障害者虐待を発見した人からの通報や，虐待を受けている障害者本人からの届出を電話や窓口などで受け付ける市町村に設置された機関。
- 指定緊急避難場所
津波，洪水等による危険が切迫した状況において，住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けたもの。

- 指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの。
- 終身建物賃貸借制度
高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる仕組みとして、高齢者の居住の安定確保に関する法律に設けられた制度。終身建物賃貸借事業の認可を受けた賃貸住宅については、借地借家法の特例として、高齢者（60歳以上の方）が終身にわたって賃貸住宅を賃借する契約（終身建物賃貸借契約）を結ぶことができる。
- 障害者権利擁護センター
障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待に関する通報又は届出の受理、市町村相互間の連絡調整等、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を行う機関。
- 障害者就業・生活支援センター
雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業並びに、これに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行う機関。
- シルバーハウジング
高齢者が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、福祉施策と住宅施策の密接な連携のもとに高齢者の安全や利便性に配慮した設計を行うとともに、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された公的住宅。

す

- スクールソーシャルワーカー
社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、いじめや不登校等様々な課題を抱えた児童生徒等からの相談に対し、福祉等関係機関と連携して、問題の改善・解決に向けて支援を行う者。

- ストラップ型のヘルプマーク
ヘルプカードと同様、配慮や援助を必要とする方が持つストラップで、カバン等に付けることにより、常に配慮や援助が必要であることを周囲に示すことができるもの。

せ

- 生活困窮者自立支援制度
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。
- 生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業構築委員会
地域の実情に応じた生活困窮者の実態を、民間の活力を取り入れながら具体的に把握し、支援の在り方を検討するために令和4年度に設置した官民連携の会議。メンバーは自立相談支援機関や生活福祉資金貸付担当者、子ども食堂、NPO法人等で構成。
- 生活支援コーディネーター
平成26年の介護保険制度の改正による地域支援事業の包括的支援事業に基づき、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築等を行う者。
- 成年後見制度
認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の権利を、成年後見人等を選ぶことで、法律的に支援する制度。

ち

- 地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

- 地域生活定着支援センター
 高齢又は障害を有することにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、その準備を保護観察所と協働し、矯正施設退所者の社会復帰と地域生活への円滑な移行を支援する機関。
- 地域包括ケア
 地域の実情に応じて、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことのできるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
- 地域包括支援センター
 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、市町村が実施する地域支援事業の包括的支援事業等を一体的に実施するための機関。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の3職種のチームアプローチにより、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行っている。

に

- 認知症サポーター
 認知症サポーター養成講座を修了した者で、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守る応援者をいう。
- 認知症サポート医
 認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等の情報を把握し、かかりつけ医からの相談を受け助言等を行う医師。
- 認知症疾患医療センター
 認知症の鑑別診断及び身体合併症や周辺症状への急性期対応、かかりつけ医等との連携や地域の人材育成、地域包括支援センターや介護サービス事業者との連携づくりを担う認知症に関する地域の中核的な医療機関。

は

○ パーキングパーミット制度

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場の適正利用のため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

ひ

○ ピアサポーター

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行う方のこと。

ふ

○ 福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため鹿児島県社会福祉協議会に設置された機関。

○ 福祉サービス利用支援事業

認知症高齢者など判断能力が不十分な方々に対して、福祉サービスの利用援助（情報提供・助言、利用手続の援助、福祉サービス利用料の支払い）や日常的金銭管理サービス（年金・手当の受領確認、日常的な生活費の預貯金払戻し、公共料金・税金等の支払い）を行うことにより、自立した地域生活が送れるように支援する制度。

○ 福祉人材・研修センター

社会福祉法に基づき、各都道府県が指定した機関で、利用者への福祉サービスの質の向上を目的に、専門的知識・技術や豊かな人間性を備えた質の高い人材の養成のほか、魅力ある職場づくりを推進するため、各種研修等の修了者や福祉業務への就労を希望する方々を福祉人材として登録するとともに、求職者と社会福祉施設等との間で就労をあっせんする無料職業紹介事業や就職面談会、キャリア支援専門員による求職者と求人事業所とのマッチング、無料介護福祉士等届出制度を活用した再就業支援等を行う。

○ 福祉避難所

災害時に、一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者）が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された避難施設。なお、福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者は、対象とされていない。

へ

○ ヘルプカード

内部障害や難病の方など、外見から分からなくても配慮や援助を必要としている方が持つカード。裏面に必要な支援等の内容を記入することで日常生活だけでなく、災害時にも利用できるもの。

○ ヘルプマーク

内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、援助を得やすくなるようにするため、自治体等が配布・普及を進めているマーク。本県も令和3年度に導入済。

み

○ 民生委員・児童委員

都道府県知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が委嘱する。（任期3年）民間の奉仕者として一定の区域を担当し、住民の相談に応じ、必要な援助等を行うとともに、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力する役割を持っている。また、児童委員も同時に兼ね、児童福祉の推進という任務も持っている。

や

○ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいう。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、心身の発達、人間関係、勉強、進路などに影響があることが問題となっている。

3 鹿児島県地域福祉支援計画策定委員会 委員名簿

構成区分	所属団体名	役職名	氏名
学識 経験者	鹿児島国際大学福祉社会学部	教授	高橋 信行
関係団体	社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会	会長	布袋 嘉之
	鹿児島県市町村社会福祉協議会連絡協議会	会長	宮下 昭廣
	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会	会長	東 和沖
	社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会	副会長	黒木 恵子
	社会福祉法人鹿児島県保育連合会	副会長	岩下 修一
	一般社団法人Loska (大隅くらし・しごとサポートセンター)	代表理事	藤原 奈美
	公益社団法人鹿児島県医師会	副会長	桶谷 薫
	鹿児島県民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 正人
	NPO法人地域サポートよしのねぎぼうず	理事長	永山 恵子
	社会福祉法人三環舎	理事長	向井 扶美
	NPO法人かごしまこども食堂支援センターたくして	理事長	園田 愛美
行政 関係者	薩摩川内市	保健福祉部長	小柳津 賢一
	南種子町	福祉事務所長	鮫島 幸紀

鹿児島県地域福祉支援計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月発行

編集・発行 鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話 : 099-286-2841